# 平成24年第7回那須烏山市議会9月定例会(第1日)

# 平成24年9月4日(火)

開会 午前10時00分 散会 午後 5時17分

# ◎出席議員(17名)

	1番	田	島	信	$\ddot{-}$		2番	Ш	俣	純	子
	3番	渋	井	由	放		4番	渡	辺	健	寿
	5番	久仍	吊	光-	一郎		7番	髙	徳	正	治
	8番	佐	藤	昇	市		9番	板	橋	邦	夫
1	0番	水	上	正	治	1	1番	平	Щ		進
1	2番	佐	藤	雄沙	て郎	1	3番	小	森	幸	雄
1	4番	滝	田	志	孝	1	5番	髙	田	悦	男
1	6番	中	Щ	五.	男	1	7番	平	塚	英	教
1	8番	桶	Ш	降四	郎						

# ◎欠席議員(なし)

# ◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大	谷	範	雄
教育長	池	澤		進
会計管理者兼会計課長	小原	亰沢	栄	寿
教育次長	岡		清	隆
総合政策課長	坂	本	正	_
総務課長	粟	野	育	夫
危機管理室長	清	水	敏	夫
税務課長	澤	村	俊	夫
市民課長	平	Щ		隆
福祉事務所長	平	Щ	正	夫
健康福祉課長	網	野		榮
こども課長	鈴	木	重	男
農政課長	堀	江	豊	水
商工観光課長	髙	橋		博

 環境課長
 小川祥一

 都市建設課長
 福田光宏

 上下水道課長
 樋山洋平

 学校教育課長
 大野治樹

 生涯学習課長
 川堀文玉

 代表監査委員
 岡敏夫

# ◎事務局職員出席者

 事務局長
 堀 江 久 雄

 書 記
 薄 井 時 夫

 書 記
 大 鐘 智 夫

### ○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について(議長提出)
- 日程 第 2 会期の決定について(議長提出)
- 日程 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解 について(市長提出)
- 日程 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解 について(市長提出)
- 日程 第 5 報告第 3号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出に ついて(市長提出)
- 日程 第 6 報告第 4号 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率について (市長提出)
- 日程 第 7 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について(市長提出)
- 日程 第 8 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦について(市長提出)
- 日程 第 9 議案第 5号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 の一部改正について(市長提出)
- 日程 第10 議案第 6号 那須烏山市防災会議設置及び運営条例及び那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第11 議案第 7号 那須烏山市税条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第12 議案第 8号 那須烏山市遺児手当支給条例の一部改正について(市長 提出)
- 日程 第13 議案第 9号 那須烏山市法定外公共物管理及び使用料条例の一部改正 について(市長提出)
- 日程 第14 議案第 1号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算(第3号)に ついて(市長提出)
- 日程 第15 議案第 2号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算(第 1号)について(市長提出)
- 日程 第16 議案第 3号 平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程 第17 議案第 4号 平成24年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第1 号)について(市長提出)

日程	第18	議案第1	2 号	平成24年度農地農業用施設災害復旧事業の施行につい
				て(市長提出)
日程	第19	議案第1	3 号	平成23年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金
				の処分について (市長提出)
日程	第20	認定第	1号	平成23年度那須烏山市一般会計決算の認定について
				(市長提出)
日程	第21	認定第	2号	平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認
				定について (市長提出)
日程	第22	認定第	3 号	平成23年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定
				について (市長提出)
日程	第23	認定第	4号	平成23年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の
				認定について(市長提出)
日程	第24	認定第	5号	平成23年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定に
				ついて(市長提出)
日程	第25	認定第	6 号	平成23年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算
				の認定について (市長提出)
日程	第26	認定第	7号	平成23年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定
				について (市長提出)
日程	第27	認定第	8号	平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認
				定について (市長提出)
日程	第28	認定第	9号	平成23年度那須烏山市水道事業決算の認定について
				(市長提出)
日程	第29	付託第	1号	請願書等の付託について (議長提出)

# 〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### [午前10時00分開会]

**〇議長(中山五男)** おはようございます。ことしは9月に入りましても、残暑がまだまだ 続いている中でありますが、議場内の皆様方にはまことに御苦労さまでございます。

さて、本日から開かれます定例会は14日までの11日間を予定しておりますので、議事進行に関しましては何分御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

今議会で審議されます議案は27議案に上りますが、その中でも決算書の内容は多方面にわたりますことから、執行部の皆様方には副市長不在の中ではありますが、議員からの質問には 万全の備えをお願いしたく存じます。

その決算書の審査は既に完了した事務事業であることから、審議を軽視する向きもありますが、決算審査こそ費用対効果等を検証する絶好の機会でもありますから、このときこそ議会議員の本分であります行政の監視と点検機能、さらには政策提言等存分に発揮していただきますよう希望いたしまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいま出席している議員は17名全員であります。定足数に達しておりますので、平成24年第7回那須烏山市議会9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長 並びに代表監査委員の出席を求めておりますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る8月28日に議会運営委員会を開き、議会運営委員 会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いを申し上 げます。

### ◎市長挨拶

O議長(中山五男) ここで、市長の挨拶にあわせまして行政報告を求めます。 大谷市長。

## [市長 大谷範雄 登壇 挨拶·行政報告]

〇市長(大谷範雄) 平成24年第7回那須烏山市議会定例会開会にあたりまして、御挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、御多用のところ、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

9月に入りまして暑さも幾分和らいでまいりましたが、ことしの夏の暑さは特別でありました。宇都宮気象台の発表によりますと、栃木県内の多くの地点で8月に観測をいたしました真夏日が史上最多でありまして、那須烏山市も平均より8日も多い28日と観測史上最多を記録

いたしております。1カ月間で30度を下回ったのは3日間という高温に加え、降水量は平年を下回る天気が続いておりまして、農作物やアユ釣りなどへの影響が心配をされております。

昨年はちょうどこの時期に台風が上陸をいたしまして、西日本で大きな被害が出たところで ございます。一転、ことしは東日本で猛暑と小雨が続いております。異常気象に伴う災害に迅 速に対応できるよう心を引き締めていきたいと思っております。

このような中、いよいよ実りの秋を迎えまして、黄金色の田園風景が美しい時期となりました。農林水産省が発表いたしました24年産米の作柄状況で、本県はいずれも平年並みとなりましたが、福島原発事故の放射能汚染に伴う風評被害の影響が引き続き懸念をされておりまして、県のモニタリング検査において、本市は重点検査区域になっておりませんが、今後行われるサンプリング検査の結果に注目し、引き続きでき得る対策の準備をしてまいりたいと考えております。

さて、防災週間の9月2日、大桶運動公園におきまして、県と市の合同による総合防災訓練が開催をされました。議員各位にも御出席をいただきまことにありがとうございました。昨年の予定が東日本大震災の影響で中止しましたことから、本市が会場となったところでありますが、当日は県警本部を初め自衛隊、気象台、病院、日赤、NTT、東電、トラック協会、ガス協会、ボランティア団体など、74の機関、団体が参加をいただきまして、災害対策本部設置から初動訓練、救助訓練、消火訓練、応急復旧訓練、放送訓練に至るまで、本番さながらの大規模な訓練が会場の至るところで繰り広げられました。

私も福田富一知事の統監のもと、本部長として参加いたしましたが、いざ災害が発生した際、 訓練を体験したかどうかで被害は大きく違ってまいります。本市でも引き続き防災訓練、避難 訓練等を実施し、有事に備えなければと気を引き締めたところでございます。

また、防災に関連をいたしまして御報告を申し上げます。昨年の大震災を教訓に、県では地域防災計画を見直し、この新たに原子力災害対策編を策定しておりまして、8月31日に県公館で開催をされました政策懇談会では、この計画案について知事と意見交換をしてまいりました。本市では、これまで原子力災害対策についてたびたび提言をしたところでございますが、いよいよ先月、県が原子力事業者と緊急時の情報提供体制に関する覚書を締結をしたことにより、立入検査や再稼働時の事前承認など、覚書の内容を充実させるよう改めて要望し、知事から非常時以外の原発事業者との対応についても、引き続き協議をしていきたいとの前向きの回答をいただいたところであります。

次に、議員各位に大変御心配をおかけいたしておりました学校給食センターでございますが、 いよいよ完成をし、31日は開所式とテストランが無事行われまして、昨日から本格稼働を開 始いたしました。既にごらんになったと思いますが、新しい施設は衛生面に特に配慮いたし、 また、調理、配送も非常に熱意のある事業者に委託をしておりまして、未来を担う子供たちに 安全でおいしい給食を提供できるものと確信をいたしております。

また、アレルギー対応食につきましても試験導入をいたしまして、平成24年度からの本格 提供に向けた体制整備を進めているところであります。全ての子供たちが安心して給食を楽し める環境整備ができたところでございます。

一方、国政に目を向けてみますと、先月末の参議院本会議で首相問責決議が可決をし、今国会は8日までの会期を残しながら、今、空転をしております。特例公債法を初めこのマイナンバー法案、国民年金法改正案など重要法案が積み残されております。

特に、赤字国債発行に必要な公債発行特例法案の成立にめどが立たないことから、地方交付税への影響も懸念をされております。現在の政府発表では、市町村には満額配分する方針であると聞いておりますが、都道府県分は一部配分にとどまるとの見通しで、生活への影響は多大であります。一刻も早く与野党が政局優先の駆け引きを解決をし、立法府の機能を回復することを望むものであります。

さて、今月も厳しい残暑が予想されますが、各地域の敬老会、運動会、文化祭など行事もめ じろ押しであります。議員各位におかれましては、何とぞ御臨席を賜る機会も多いかと存じま すが、健康に留意をされて、御活躍をされますことをお祈り申し上げます。

さて、今次定例会におきまして提案申し上げます案件は、報告案件4件、補正予算案4件、 条例案5件、人事案2件、議決案2件、そして、各会計の決算に係る認定案件9件の合わせて 26件でございます。何とぞ慎重審議を賜りますようにお願いを申し上げまして、御挨拶にか えたいと思います。

○議長(中山五男) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(中山五男) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において

9番 板橋邦夫議員

10番 水上正治議員を指名いたします。

### ◎日程第2 会期の決定について

**〇議長(中山五男)** 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から9月14日までの11日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、 送付してあります会期日程表により行いますので、御協力のほどお願いを申し上げます。

# ◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)

〇議長(中山五男) 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)を議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

### 〔市長 大谷範雄 登壇〕

**〇市長(大谷範雄)** ただいま上程となりました報告第1号につきまして、提案理由の説明 を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定をされている市の 義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、報告をするも のであります。

専決処分の内容でありますが、平成24年5月3日午後9時ごろ、那須烏山市興野2305番12先 市道1406号線(興野大沢線)上におきまして、同市道を直進をしていた相手方車両が、当日の集中豪雨に起因する落石に乗り上げまして、同車両下部に損害を与えたものであります。

なお、損害賠償額は相手方車両の修理費用でありまして、当該車両損害額12万8,992 円のうち、市の過失割合70%相当分の総額9万294円を支払うことで和解が成立をいたしましたので報告をするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

**〇議長(中山五男)** 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件でありますが、 この際、質疑があればこれを許します。 3番渋井由放議員。

○3番(渋井由放) 今、御説明をいただきました。5月3日、非常に大雨になりまして、 興野、もともと震災で一度壊れた興野大沢線、再度落石になったということでございます。意 味合いはよくわかるんですけれども、そのほか、今現在、通行止めになっているというような ことで、対策をしっかりとっているのかなというふうに思われますが、まず1つは、どの程度 のものが落ちてきたのか。そして、今は通行止めですが、今後直す、興野大沢線に限らず大雨 とか地震があって危なさそうだと、あくまでもそうだですが、そういうときに通行止めをする ような何らかの手立てといいますかね、例えば通行止めですけれども、そんなような規定とい うか、規約というものができているのかどうか、伺いたいと思います。

〇議長(中山五男) 福田都市建設課長。

**〇都市建設課長(福田光宏)** 私のほうから渋井議員の質問について2点あったと思うんですが、お答えいたしたいと思います。

1点は、どのくらいの石が落ちたたかというと、30センチぐらいの石が数個落ちたという ことでございます。

それと、危ない道路、危険な道路について、通行止め等をする規則、内規みたいなものはあるかという部分なんですが、現在はそういうものがない状況でございます。

以上でございます。

〇議長(中山五男) 3番渋井由放議員。

○3番(渋井由放) 30センチの石、打ちどころが悪いと、もしかするとお亡くなりになるというようなことがあるかもしれませんね。物損だったからいいという話ではないんですけれども、それがまともに当たってお亡くなりになるというようなことになっては大変でございますので、誰かの判断のもとで通行止めができるようなものがあると、もしかすると早目に対応ができるのではないかと。また、5月3日は本当にすごい雨でしてね、河川のほうの氾濫について忙しく対応されていたという記憶もございますが、やはり道路の崖崩れ、土砂崩れといいますか、そういうほうもおろそかにしたとか何とかというのではないんですね。もともと地震であれだったんですけれども、よくその辺を、大雨のときの点検箇所的なものを一覧表につくって、どういうふうな対策をとればいいのかというような規約みたいなものをつくられて、大震災、原子力にかかわらず、日ごろの生活の中ですぐ対応できるような形をとったらいかがかなということで考えますが、いかがでしょうか。

〇議長(中山五男) 清水危機管理室長。

**〇危機管理室長(清水敏夫)** ただいまの御指摘、災害を未然に防ぐためには大変有効な御 指摘かと思います。私どものほうでも、先ほどもありましたように、やはりこのときには水害 等に気を取られてしまいまして、道路関係についてはこれは警察等からの連絡の後、初めて気がついたという状況があります。今後は、ここも重点的に地元等でも監視していただく。また、都市建設課ともよく連携をとって、監視をする場所に組み入れまして、そのほか、やはり昨年の9月21日の水害以降、5月3日、また6月19日と、水害に襲われて大変な被害が発生しております。これらについて、何カ所かやはり監視しなければいけないところ、例えば烏山信用金庫本店のところの水路等、また初音における水路等、根本的な対策がとれていないところがありますので、地元の消防団、地域等も含めて、市のほうでもそれらの監視箇所等について、都市建設課、農政課、危機管理室で連携をとって優先的に巡回をするようにしていきたいと思います。

以上です。

〇3番(渋井由放) 了解しました。

〇議長(中山五男) 17番平塚英教議員。

**〇17番(平塚英教)** 専決処分でありますが、市の過失割合が70%、相手の過失割合が30%ということでございますが、これはどういう理由のもとにこういう割合になったのか説明いただきたいなというふうに思います。

とりわけ、本市の市道関係にはさまざまな立ち木が立っていたり、山間、崖地もありまして、こういう危険がいつ起こるかわからないという状況にあるかというふうに思いますので、そういうものを全て市の負担で何割かは支払うということになりますと、大変な負担かなというふうに思います。そういう点で、実際、どれぐらいまで市のほうでは、こういうような損害賠償の責任があるのか。市としてはそういう点についてはどのような考え方でいるのか、御説明いただきたいと思います。

〇議長(中山五男) 粟野総務課長。

○総務課長(粟野育夫) この過失割合、過失責任につきましては、実際、市が判断したものではございません。加入しております保険会社が相手方との話し合いによりまして過失割合を決定しております。ちなみに、合併後、このような類似の事故が11件起きております。以前ですと、ほとんど道路の管理責任は市にありますので、100対ゼロという形で賠償しておりましたが、最近は車を運転しているときに前方確認の度合いも問われるようになりまして、この後出てくる案件につきましては50対50、今般のこのケースにつきましては70対30ということで、保険会社が相手の方と協議するものでございます。

市がどのような範囲まで賠償責任を負うかという話なんですけれども、やはり管理上責任が あるものについては請求されますので、管理責任が最終的に市にある場合には、事案ごとに請求されるものと考えております。 以上でございます。

〇議長(中山五男) 17番平塚英教議員。

**〇17番(平塚英教)** 管理責任があるものと、市民の立場から言わせれば、そういう大変な目に遭って、どこかで何らかの補償をしていただけるというのはすごくありがたいなと思うんですけれども、例えばこの30センチの石が山からころころ落ちてきたという点では、その山のものですよね。市の土地のものではないですよね。

だから、道路が破損していてそれで例えばタイヤが壊れたとか、ホイールが壊れたとかというのであれば、その市の責任というのはわかるんだけど、民地の倒木とかあるいは山や崖の土砂とかと石というのでやった場合、全部何割かを市が負担するというのはどんなものかなというふうに思うんですけど、被害に遭った市民からするとそれは非常にありがたいなと思うんですが、その辺はどんなふうに考えたらいいんでしょうかね。

〇議長(中山五男) 福田都市建設課長。

**〇都市建設課長(福田光宏)** 平塚議員の御質問にお答えいたします。民地にある木が倒れた場合には、やはり民地の所有者にも責任がありますので、ケース・バイ・ケースによるんですが、賠償の対象にというか、補償等の対象になります。数年前、境地区の県道で倒れた例がありましたので、そのときには所有者からも出してもらったという例があります。

あと石の場合ですね、どこの石かというのがなかなか特定できない部分がありますので、な かなかそこは難しい点があると思います。

以上でございます。

○議長(中山五男) ほかに質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおり、御了解願います。

# ◎日程第4 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)

〇議長(中山五男) 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

# [市長 大谷範雄 登壇]

**〇市長(大谷範雄)** ただいま上程となりました報告第2号につきまして、提案理由の説明 を申し上げます。 本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、報告をするものでございます。

専決処分の内容は、平成24年5月11日午後9時ごろ、那須烏山市志鳥2789番地先 市道1001号線(志鳥東線)上におきまして、同市道を直進をしていた相手方車両が同市道 上の陥没穴に脱輪をし、車両左側の前後タイヤ及びホイールに損害を与えたものであります。

なお、損害賠償額は相手方車両に対する修理費用でございます。当該車両損害額4万7, 040円のうち、市の過失割合50%分の総額2万3,520円を支払うことで和解が成立を いたしましたので、報告をするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

**〇議長(中山五男)** 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件でありますが、この際、質疑があればこれを許します。

3番渋井由放議員。

**○3番**(渋井由放) まず、道路に穴があくというのは、ちょっと一般的には考えられないかなと思うんですね。のりがあって、こののりの下でも抜けちゃってこう、穴があくとか、路 肩が崩れるというのならわかるんですが、どんな原因で穴があいたのか、また、いつごろからあいたのか。また、ついでに道路の幅員がどのぐらいあるのかをちょっとお尋ねをしたいと思います。

- 〇議長(中山五男) 福田都市建設課長。
- **〇都市建設課長(福田光宏)** 渋井議員の質問にお答えいたします。

道路になぜ穴があいたかというと、この道路は志鳥東線といいまして、補助事業を受けて整備した規格の道路でございます。普通舗装の厚さ等は200メートルに1カ所、地盤を調査してやっておりますが、この穴があいた箇所は、脇が水が出る箇所、そういう箇所だったものですから、どうしても舗装の場合、水に弱いという欠点がありますので、地盤が軟弱ですね。そういう欠点がありますので穴があいたということです。

この箇所ですね、何回も補修しているんですが、すぐに穴があいてしまうということで、特に、アスファルト舗装、ひびが入ってそこに水が入ると、交通量が多いとあっと言う間に穴があいてしまうという状況なものですから、ちょっとうちのほうで気がつかないうちにあいてしまったということで、大変申しわけなく思っております。

以上でございます。幅員はセンターラインの入っている道路ですので7メートルだと思います。

〇議長(中山五男) 3番渋井由放議員。

○3番(渋井由放) そうすると、そこは簡単に言うと水みちがあって、水がくねくね流れて、中が洗われて空洞になってどんと落っこちると。たびたびこれを補修をしているということかなと思いましたが、そうしますと、しっかり排水処理をして水を集めて抜いてしっかりつくるというような抜本的な対策というんですかね、今後。たびたびやっているんだよと言って最終的には水で洗われるのならば、集水ますなり、浸透ますなり設けて、しっかりパイプで水を穴があいた集水できるようなパイプでしっかりやるというような、お金がないんだとか、それをやると、国庫補助ないから市の直接の持ち出しだとかということなのかもしれませんが、何回も繰り返しているのであれば、抜本的な対策をとるというのも1つの方法ではないかなというふうに思うんですけれども、その辺はお考えありますかね。どうでしょう。

〇議長(中山五男) 福田都市建設課長。

**〇都市建設課長(福田光宏)** 穴があいた原因は水が路盤に入って、そこが軟弱になって、 そこに車が通って舗装面が壊れたという部分です。水が入って穴があいたというわけではございません。その路盤、砂利の下の土の部分に水が入って軟弱になって舗装が壊れたという状況です。

その箇所については、脇に側溝がありますので、側溝に水が入るようにしたり、いろいろ やっていた部分がありますが、今後、根本的な対策もしたいと思いますので、よろしくお願い したいと思います。

以上です。

〇議長(中山五男) 3番渋井由放議員。

○3番(渋井由放) 1つは表面排水はしっかりとると。それで、路盤の普通の路盤というより路体のほうなんでしょうかね。そっちの中の部分もしっかり排水処理をするという、その2つの方法でもって完全に解決できるかどうか検討していただいて、夜中にどんというだけでも市民の皆さんはかなり、昼間だったらまだしも何とか逃げられると思うんですがね、その辺をもう一度検討していただければありがたいのかなと思います。答弁は結構です。

〇議長(中山五男) 10番水上正治議員。

**○10番(水上正治)** 実はこのところは、私がしょっちゅう通っているところであります。 きょうも来るときにこの現場を通ってきましたけども、この一帯は先ほどから話があるように、一帯というか山ぎわのほうからの差し水ですかね、これで非常にいつも道路管理上苦労しているところであるのかなというふうに思っております。

ただ、今回のところは、そんなに大きな穴じゃなかったのかなと。補修の後も行きましたけど。側溝に近いところですから、普通ですとあそこは通らないよね。それで、フィフティ・フィフティになったということは、運転者の過失もかなりあったというふうに思いますよね。

先ほどから話が出ているように、民地と道路管理上の問題、これは民法では所有権は地上及び地下に及ぶということで、民地は個人の責任ですよね。道路は管理上の問題ということですから、そういうことからしても、私は今回のこの事故というのは、かなり運転手の責任があったのかなと思っていますけど、それよりも、ここばかりじゃなくて、先ほどから話が出ている道路に覆いかぶさっている木、この対策も今は下だけ見ていたのでは運転もできないような時代になっちゃって、前から脇から上から見なくちゃ運転できない。この対策をどんなふうに考えているのかちょっとお聞きしたいなと思って、現場を見てきました。

- 〇議長(中山五男) 福田都市建設課長。
- **〇都市建設課長(福田光宏)** 水上議員の道路に覆いかぶさる木という御質問についてお答 えいたします。

道路に覆いかぶさる木、2種類あると思います。1つは民地の木、あと道路のり面の木という2つがあると思います。民地の木は年に1回、土木事務所で回覧していると思うんですが、 覆いかぶさる木は切ってくださいということで周知徹底してお願いをしている部分があります。

あと道路のり面の木は、直営班等がありますので、交差点等危険な箇所については伐採をしている状況なんですが、市道400キロありますので、なかなか手が回らないというのが状況でございます。

以上です。

- 〇議長(中山五男) 10番水上正治議員。
- **○10番(水上正治)** 確かに400キロ、これを直営で管理と言ってもちょっと不可能だと思いますので、やはり土地所有者の協力を得て、そして、一体となった管理をしないと、この場所も実は7メートル近い幅員でほとんどかぶさっているところがありますよね。ですから、そういう意味では、この問題だけじゃなくて、歩いてみるとほんとにひどいところがたくさんありますので、直営でやる、これは費用が莫大にかかることですから、地権者、それから地域と一緒になってできる体制をひとつつくっていただきたい。こういうふうな要望としたいと思います。
- 〇議長(中山五男) 17番平塚英教議員。
- **○17番(平塚英教)** 先ほどの市の過失割合が70%で、今回は50%ということなんですけど、私は逆に、市道の不備のために、それは運転が下手かうまいかわからないけど、市道の破損のためにこの車両が壊れたわけですから、これこそ100%市が負担してもいいのかなというふうに思うんだけども、相手方も納得して50%ということだったら構わないんだけど、そうすると先ほどの話にまた逆戻りしちゃうんだけれども、山は民間のものだと思われます。そこから来る石数個によって、車の下部が破損したということなので、こっちのほうが市の負

担割合が多いというのは非常に納得できないんだけども、近くの議員さんとちょっと話したんだけれども、結局山が民間のものであっても、下の通行する道路、そこに落石が及ばないように恐らく道路管理者はそれを防護する責任があるということで、民間の山の石や土砂であっても、それがダイレクトに道路に及ばないようにして、交通の妨げにならないような責任があるということで、それの責任が十分でなかったという点で7割の負担になったのかなと思うんですが、そういうことの理解でよろしいんでしょうか。

○議長(中山五男) 平塚議員、今の質問の中にはもう既に議決した議案の部分にも質問が及んでおりますので、そのことは除いて、今回の報告第2号についてのみ答弁をさせます。
粟野総務課長。

○総務課長(粟野育夫) 先ほどの説明のとおりでございますが、やはり今回の事案につきましても、市は道路管理上の問題があると。また、相手方は雨が降っていてよけ切れなかった。 それらの証言に基づきまして、実際実名を挙げますと損害保険ジャパンという会社なんですけども、それによって50対50ということで仮示談が進んでおります。

したがいまして、保険の査定官と相手方の話し合いの中で示談が取り交わされますので、あくまで市は道路管理上の問題は100%あるんですけども、今回の件に関しましては避け切れなかったと。そのような証言に基づいて50対50になったのかなと想定しております。

以上でございます。

- 〇議長(中山五男) 17番平塚英教議員。
- **○17番(平塚英教)** 確かにその専決第7号の今回の件に関しての延長の話なんですけども、先ほども市道400キロあると。全部管理する責任があるというふうにおっしゃいましたが、なかなかそれは難しいんだという話だけども、その中には民間の報告あるいはそういう落石が及ばないようにする責任が市のほうにもあるんでしょうということを確認したかったんですが。そういうことです。
- 〇議長(中山五男) 福田都市建設課長。
- **〇都市建設課長(福田光宏)** 平塚議員の御質問にお答えしたいと思います。

落石がある箇所、これは道路を工事しているときとか、それから、その後維持管理をしているとき、市がお伝えしていますので、そういう箇所については工事をするときに落石防止ネットを張ったり、いろいろな対策をしております。この興野大沢線も、もと栃木県の管理している主要地方道那須黒羽茂木線ということで山際には落石防止を張っていますので、そういう箇所については落石防止を工事しております。

以上です。

**〇17番(平塚英教)** その責任があるということですね。わかりました。

○議長(中山五男) ほかに質疑がないようですので、報告第2号については報告のとおりでありますので、御了解願います。

# ◎日程第5 報告第3号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長(中山五男) 日程第5 報告第3号 財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

# 〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長(大谷範雄) ただいま上程となりました報告第3号につきまして提案理由の説明を 申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、農業公社の平成23年度経営状況説明書が提出をされましたので、報告をするものであります。

那須烏山市農業公社は、財団法人といたしまして地域や地元自治体の要請を踏まえ、農業の振興と農業者の経済的、社会的地位向上に寄与することを目的といたしまして、農地保有合理 化事業を初め農作業受委託事業、航空散布事業などを主な事業として取り組んでおります。

特に、急速な地域農業基盤の脆弱化、農業労働力の高齢化や過疎化の進行という現状におきまして、農業公社はそれらを解消するための主たる労働力として、また、地域活性化を狙う組織として農家の受け皿として大きな役割を果たしております。

現在の財政状況は極めて厳しい状況にありますが、平成21年度から始めた飼料用稲供給事業は順調でありまして、転作田の有効活用及び自給率向上策として安定的経営を目指すべく奮闘しているところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、 御承認をいただきますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 〇議長(中山五男) 堀江農政課長。
- **〇農政課長(堀江豊水)** ただいま市長から提案理由の説明がございましたが、内容が分厚 い資料になってございますので、概要を御説明申し上げ、提案理由の補足とさせていただきた いと思います。

平成23年度の主な事業でございますが、農作業の受委託事業につきましては、水稲関係の 受委託事業、申し込み戸数17戸で、実施面積が8.2~クタールというような実績になって ございます。

それから、刈り取り事業につきましては36戸で、22ヘクタールの作業を実施してございます。また、那須烏山市農作物防除協議会によります無人へりの受託に関しましては、水稲、麦、大豆等実施してございまして、南那須地区の実施面積で756.9ヘクタール、烏山地区で681.5ヘクタールを実施してございます。さらに、大豆、麦は別でございますが52ヘクタールということで、トータルとしまして1,490.4ヘクタールを航空散布、無人へりで散布事業を行ってございます。

それから、御存じのように、資料用稲WCSの供給事業でございますが、面積で22.8~ クタール、販売ロール数で1ロールが300キロになってございますが、2,126個のロールを販売してございます。

それに加えまして、作付け農家への戸別所得保障交付金約1,800万円が国から支払いを 受けてございます。

事業報告、財務諸表にございます収入総額は5,198万2,879円でありまして、支出総額が5,205万5,942円、前期繰越収支差額が25万8,480円、次期繰越収支差額が18万5,580円となっておりまして、それらの詳細につきましては財務状況の中で収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等でございまして、前回の全員協議会でお示しした内容でございます。

さらにつけ加えさせていただきますと、基本財産の積み立てにつきましては2カ年分を積み立てができたということで、公社運営につきましては平成23年度は上々の成績かなということでございまして、提案理由の補足とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(中山五男) 以上で、提案理由の説明が終わりました。本件は、去る8月28日、 全員協議会の中で十分時間をとりまして質疑を繰り返したところでありますが、この際、さら に質問があればこれを許します。

3番渋井由放議員。

○3番(渋井由放) 全員協議会で説明を受けてわかったんですが理解ができないという話をさせていただきました市の補助金についてでございます。13ページを見ていただきますと、③ですね、受け取り補助金等というふうになっておりまして、受け取り公社運営費補助金、当年度は510万円、前年度は500万円ということでございます。

これのお金は、4ページを見ますと、職員ということになりまして、そこに事務局長がいて、 事務局次長がいて、業務係、管理係長と4人いらっしゃるんでしょうかね。その事務局長の給 与を補塡するという表現をしたらちょっとおかしいかもしれませんが、これを賄うために補助 金を出すんだということで伺ったと思います。

そうしますと、前年度よりも10万円アップと、いわゆる給料が上がったということでよろ しいのかとは思うんですが、この御時世、今、シャープなんかはリストラをして何千人も首切 りをすると、こういうようなことでございます。

なぜにこの給与規定がきちんとあって、その給与規定によって値上げをするわけでございましょうけれども、財政状況が厳しいと今、市長がおっしゃいました農業公社、果たして市の財政も非常に厳しいわけで、市の職員は多分幾らか給料下がったのかなというふうに思うんですね。そのところの御説明をいただければなと。

あとついでに、給与手当、10ページにあるんですね。当初予算、決算額が806万2, 193円、これの事務局長、事務係、管理係長、事務局次長は兼務のようなので実際は3人な のかなと、そこら辺の職員の配置、また、これ4人で800万円では、逆に少ないのかなとい うふうに思うところもありますので、その辺の説明をいただければと思います。

### 〇議長(中山五男) 堀江農政課長。

○農政課長(堀江豊水) まず、第1点目の前年度500万円から510万円に上がったという御質問でございますが、事務局長の給料分を設立当時から補塡すると。補塡といいますか、旧町が人件費相当分をもちますよという申し合わせ、それは先日も申し上げましたが、市の職員の給料表に準じてやってございますが、事務局長は年齢的には58になりますが、係長補佐クラスの給料で何とかやっていただいているという中で、若干職員も給与の見直しがありましたものですから、その増額分というふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、職員4名とありますが、お見込みのとおり、現在理事長を入れて4名でございますが、事務局長と次長とここにありますように職員ですと管理係、業務係とありますが、兼ねてございます。実際は事務屋さんは事務局長を入れて3名でございます。

その800万円の給与関係につきましては、公社の利益に準じて公社の職員の給料は支払ってございますが、これも市の職員の給与に準じるような体制で支払ってございます。ただ、非常に待遇としてはよくはないというふうに私は考えてございます。800万円が多いか少ないかはちょっと難しいところでございますが、そのようなことで支出をしてございますので、御理解をいただきたいと思います。

〇議長(中山五男) 3番渋井由放議員。

○3番(渋井由放) 意味がよく……申しわけないです、私、理解力がなかったのかどうか。 市の職員の給与表をもとに58歳なんだけれども、58歳というと課長とか主幹とかとその辺 のクラスが充てられるのが本当なのかもしれないが、係長クラスの給与表でやっているという 意味だったんでしょうか。だから、市の職員と比べれば公社の職員は安いんですよというニュ アンスでとりましたが、市のベース云々というよりも、これはきちんとした法人でございますので、財団法人那須烏山市農業公社、そうすると、この財団法人も今法律が変わっていろいろ 過渡期にもあるのかもしれませんけれども、今後、財団法人の行く先というものと、市は約束ができているんだけれども、この補助金を給料相当分を補塡をするというか、支払う義務というか、根拠というか、そういうしっかりしたものがあるんでしょうかね。お伺いしたいです。

〇議長(中山五男) 堀江農政課長。

○農政課長(堀江豊水) 現在の財団法人制度から一般法人への移行の手続を今とってございます。そうなりますと、自分たちの生産したもの等が自由に販売できるような法人化になっていきます。その際は、その売り上げにもよるかとは思いますが、今度は自力で運営ができるような体制になってくれば、2番目の御質問とも関係していますが、給与等の問題も私はちょっと申し合わせ事項の内容につきましては細かい内容の取り交わしというのは存じ上げていないんですが、事務局長分は補塡するんだということで申し送りでやってございまして、今、述べましたように、一般法人になったときにもっと収益を上げられる販売をしまして、それで収益が上がれば自力で運営ができる。給与も出せる。人件費も補塡できるというような形になってくれば、これは事務局長相当分の市の負担が軽減できるようになるのではないかというふうに考えてございますが、農業公社の理事長を初め理事さん方ともこれは協議してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

〇議長(中山五男) 3番渋井由放議員。

○3番(渋井由放) 財団法人那須烏山市農業公社、これは一般財団法人に移行していきます。一般財団法人ですと手足が動きやすくなるので、自分でお箸を持って御飯を茶わんによそって食べられますよと。それを目指しますよということなのかなと思うんですが。

私、法的根拠は知りませんが、安易に年をとったから給料上がったから、はい、給料上げますというのでは、言い方は悪いですが、親方日の丸と、そういうふうにとられがち。決してやっている人が努力が足りないとかそういうふうに言わないですし、安定的な給与をもらわないと勤めてもいられないということは重々わかるんですけれども、市の財政も非常に悪い中にあって、世の中は給料は下がっているというような状況にあって、そういう約束があるから当たり前に給料分の補助金を出すんだよというんじゃなくて、もうちょっといろいろ考えて、物事を進めていただけないといけないのかな。

一般財団法人になったときには、もう補助金は打ち切るよというぐらいの話をしてもらって 進めていただければなというふうに要望いたしまして、答弁は結構でございますので、よろし くお願いをいたします。

〇議長(中山五男) 17番平塚英教議員。

**○17番(平塚英教)** 事業内容はこの間聞いたのであれなんですけど、何点か質問したい と思います。

14ページに市内花公園づくり事業費というのが、前年は80万2,798円ということでありましたが、当年度平成23年度は行わないということなんですけども、かねがね市長は市内花公園構想ということで、これを提唱しておられたわけなんですけども、これは事業がもう既に完了して必要ないということになったのか。また、新たな花公園構想づくりに向けて今充電中というふうなことで受けとめていいのか。その辺の花公園構想についての考え方をお聞きしたいと思います。

この間、全員協議会で説明されたんでしょうかね。 2 1 ページの 3 、次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内容でありますが、未収金ですね。前期から比べますと約 5 万円近く当期未残高の未収金がふえております。この間の全員協議会で説明されていなければ、この内容について、回収のめどがあるのかどうかも含めて御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(中山五男) 堀江農政課長。
- 〇農政課長(堀江豊水) 1つ目の14ページの花公園関係でございますが、これにつきましては農業公社が昨年度よりWCS飼料用稲の取り組みに入りまして、先ほど御報告しましたように22町歩からの受託作業等を行ってございます。

したがいまして、公社側の直轄としまして烏山線沿線の遊休農地、畑に菜の花等をまいたり して花づくりをしていただいたわけですが、そのような事情の中で、ちょっとそこまで手が回 らないという状況だったものですから、現在はそれを各自治会さんにお知らせ版等で周知しま して、ヒマワリの種とか菜種の補助とかということで花公園につきましては継続はしてござい ます。公社の事業としてはゼロになってございます。

あと、2番目の御質問ですが、未収金に関しましては全員協議会でもちょっと申し上げましたが、ここでは14万8,422円ということになってございますが、この決算を印刷してから10万円の返金をいただいているというふうに公社から聞いてございます。

以上です。

- 〇議長(中山五男) 17番平塚英教議員。
- **〇17番(平塚英教)** 未収金については今、説明のとおりでございますので理解しました。 市の市内花公園づくりですが、これは農業公社直轄でなくなったということで、農政課のほ

うでこの事業を引き続いてやっているのかなというふうに思いますが、これは市長が提唱して 花公園構想ということを進めてきたわけでございますので、市長としてもぜひこれが尻つぼみ にならないようにお願いしたいと思うんですが、市長の考え方について御説明をお願いしたい と思います。

〇議長(中山五男) 大谷市長。

**○市長(大谷範雄)** 農業公社への委託につきましては、そのような事情によりまして今年 度中止をいたしましたが、生涯学習課関連の花のことも継続をさせていただいておりましたり、 あるいは自治会へのこれによりまして種子類を使用いたしまして、民間活力をぜひ引き出した いというようなことにしております。

そういうことでございますので、全市花公園構想は今後もこのようなことでさらに拡充して いきたいと思いますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

〇議長(中山五男) 17番平塚英教議員。

**〇17番(平塚英教)** 理解はしますが、まだまだ全市花公園構想と呼べるようになるまではPRが足りないのかなというふうに思いますので、ぜひとも生涯学習課と農政課といろいろなところで取り組んでおられるということでございますが、市民から見てわかるような魅力ある事業に展開を続けていただきたいということで答弁は結構でございます。

○議長(中山五男) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 質疑がないようですので、報告第3号については、報告のとおり御了 解願います。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

**〇議長(中山五男)** 休憩前に引き続き再開いたします。

## ◎日程第6 報告第4号 平成23年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長(中山五男) 日程第6 報告第4号 平成23年度健全化比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

### [市長 大谷範雄 登壇]

**〇市長(大谷範雄)** ただいま上程となりました報告第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成23年度決算に係る健全 化判断比率及び資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類につきまして、監査委員の審 査に付しましたので、その意見をつけて御報告をするものでございます。

健全化判断比率等の4つの比率につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに該当ございません。実質公債費比率につきましては10.4%で対前年比1.1%減であります。これは平成10年度に保健福祉センター整備事業の財源として発行いたしました地域総合整備事業債の償還終了等により、元利償還金が2,971万9,000円減額したこと。また、交付税算入率の高い合併特例債等の発行により、公債費に係る基準財政需要額が2,618万4,000円増額となったことが主な要因であります。

将来負担比率につきましては53.6%でありまして、対前年比4.6%減であります。これは決算剰余金等による財政調整基金へ3億2,352万7,000円を積み立てたことによりまして、地方債残高に対し充当可能金額が増額となったためであります。

また、実質公債費比率と同様に、交付税算入値の高い有利な起債を発行したことによりまして、基準財政需要額の見込額が12億94万円増額したためであります。

資金不足比率につきましては該当ございません。

平成23年度健全化比率につきましては、基準を下回っておりまして健全段階にあるとは言えますが、今後、合併特例債の発行による地方債残高の増額が予想されまして、財政調整基金の取り崩しなど、今後の財政運営は厳しい状況が予想されます。

なお一層の行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営を図ってまいりたいと考えておりますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、御承認をいただきますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(中山五男) 以上で、提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件でありますが、この際、質疑があればこれを許します。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 質疑がないようですので、報告第4号につきましては、報告のとおり 御了解願います。

◎日程第7 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長(中山五男) 日程第7 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

## 〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長(大谷範雄) ただいま上程となりました議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員5名のうち、澤村豊純委員の任期が11月29日をもって満了となることに伴い、新たな委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

澤村委員は平成20年11月30日より教育委員会委員として御活躍をいただいておりまして、人格円満かつ高潔であり、しかも教育、学術及び文化に高い識見を有しております。新しい時代を開く教育改革のため、澤村委員を再度教育委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。何とぞ慎重御審議をいただきまして、御同意賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(中山五男) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

**○議長(中山五男)** 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を 打ち切ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中山五男) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第10号については、原案のとおり決定することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第8 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(中山五男) 日程第8 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題 といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

## 〔市長 大谷範雄 登壇〕

**〇市長(大谷範雄)** ただいま上程となりました議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦 について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち、鈴木三男氏及び平塚禮子氏が平成24年12月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き鈴木三男氏及び平塚禮子氏を人権擁護委員の候補者といたしまして推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

鈴木三男氏は、平成19年1月から2期6年間にわたり、人権擁護と人権思想の普及推進に 尽力をされまして、法務局烏山支局人権擁護委員評議会副会長の要職も務められております。 また、平塚禮子氏は、平成22年1月から1期3年間にわたり、人権擁護と人権思想の普及行 為に御尽力をいただいております。

両氏とも地域住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任者でありますことから、候補者として法務大臣に推薦をいたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。何とぞ慎重御審議をいただきまして、御同意賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(中山五男) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」の声あり]

**〇議長(中山五男)** 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を 打ち切ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第11号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決いたしました。

# ◎日程第9 議案第5号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○議長(中山五男) 日程第9 議案第5号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に 関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

### [市長 大谷範雄 登壇]

○市長(大谷範雄) ただいま上程となりました議案第5号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、白血病等の有効な治療法であります骨髄移植をする場合に取得することができる特別休暇において、他の者への治療のために末梢血管細胞の移植をする場合、国家公務員におきましては特別休暇として取得できることとなったことを踏まえまして、本市職員における特別休暇の取得要件についても、国家公務員と同趣旨の改正をするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようにお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

**〇議長(中山五男)** 担当課長の補足説明を求めます。

粟野総務課長。

**〇総務課長(粟野育夫)** それでは、本条例の具体的な内容につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。最初に記載しております第14条につきましては、特別休暇の根拠条文について参考として記載したものでございます。この条文を受けまして、別表第1に特別休暇の詳細が規定されているところでございます。ごらんいただいております新旧対照表の現行の欄には、骨髄移植のために骨髄を提供する場合に特別休暇を取得することができる旨が定められております。

骨髄移植とは、白血球、赤血球等のもとになる造血管細胞が病気に侵された場合に、別の人から骨髄の提供を受け、その細胞を健康なものに置きかえる治療法でございます。その治療を要する病気としては、先ほど市長の提案理由でも述べたところでございますが、代表的なものとしまして白血病が挙げられます。従来、職員がその骨髄を患者に提供するために検査、入院する場合に、特別休暇の対象としていたものでございます。

今回の改正では、この骨髄移植のために骨髄を患者に提供する場合に加えまして、末梢血管細胞を白血病等の患者に提供する場合にも特別休暇の対象としようとするものでございます。 この治療法は、末梢血管細胞移植と言いますが、先ほど申し上げましたように、白血球、赤血球等のもとになる造血管細胞をドナーと呼ばれる提供者に注射をすることにより、体内の血液中に増加させ、その体に流れている血液内の造血管細胞を患者に移植するものでございます。

また、加えまして、今回の改正にあわせまして、平成22年の常用漢字表の改定による新たな漢字の追加に伴い、備考中の全ての表記を漢字と平仮名の表記にしようとするものでございます。

最後になりますが、本条例の施行につきましては、本条例が可決、公布された場合に、職員に対しまして若干の周知期間を設けるために、平成24年10月1日から施行することを予定しております。

以上で、本条例の補足説明とさせていただきます。

〇議長(中山五男) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番(平塚英教) 現行と改正後とありますが、改正後は末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞を提供する場合ということの休暇ということでございますが、現行では骨髄移植のための登録と提供する場合ということでございますけれども、これができてから実際にこの条例を適用して、特別休暇を取った例があるのかないのか。それだけ確認しておきたいと思います。

- 〇議長(中山五男) 粟野総務課長。
- 〇総務課長(粟野育夫) 合併前の状況はちょっと把握しかねていますが、合併後につきま

しては、骨髄移植のためにこの特別休暇を取得しました職員は現在のところございません。 以上です。

- 〇17番(平塚英教) 了解。
- 〇議長(中山五男) 3番渋井由放議員。
- **○3番**(渋井由放) ちょっと今読みますので、確認をしたいんですけれども、職員が骨髄移植のための骨髄液というふうになっているんですね、これは。新しいものですね、改正後ということになりますか、職員が骨髄移植のため骨髄もくしは末梢、この骨髄液と骨髄というのがどうも引っかかるんですね。それで、もしかすると、改正後もこれは骨髄液というのが正しいのではないかというふうに思いますが、この骨髄液と骨髄の違いですね。ここが大きく変わるところなのかなというふうに思っているんですけれども、御説明いただければと思います。
- 〇議長(中山五男) 粟野総務課長。
- ○総務課長(粟野育夫) 専門的なことでございますので、直ちに調べまして、きょうの会議中に改めて正確なところを御報告したいと思います。

以上でございます。

- 〇3番(渋井由放) 了解です。
- **〇議長(中山五男)** 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を 打ち切ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第9 議案第5号について、原案のとおり決定することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決いたしました。

# ◎日程第10 議案第6号 那須烏山市防災会議設置及び運営条例及び那須烏山市 災害対策本部設置及び運営条例の一部改正について

○議長(中山五男) 日程第10 議案第6号 那須烏山市防災会議設置及び運営条例及び 那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

### [市長 大谷範雄 登壇]

**〇市長(大谷範雄)** ただいま上程となりました議案第6号につきまして提案理由の説明を 申し上げます。

本案は、災害対策基本法に規定をされる防災会議及び災害対策本部に関し、その役割を見直すための一部改正が行われたことに伴いまして、関係する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課危機管理担当課長より説明をさせますので、慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 〇議長(中山五男) 清水危機管理室長。
- **〇危機管理室長(清水敏夫)** 本条例の具体的内容について説明をさせていただきます。

国の災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布されました。これは東日本大震災から得られた教訓を生かし、災害対策の強化を図るため防災に関する組織を充実させることを目的として、防災会議及び災害対策本部の役割を見直すための所要の改正を行ったものであります。

防災会議は、平時における防災に関する諮問機関としての機能を強化するため、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べること等の所掌事務が追加され、 災害に関する情報収集については災害対策本部で一元的に行うことが効果的であると考えられ、 災害対策本部に委ねることとしました。

那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例については、災害対策基本法における災害対策本部の規定が都道府県災害対策本部と市町村災害対策本部に区分されたための法律引用条項の改正であります。災害対策本部の所掌事務については、市の地域防災計画に定められているとおりであり、災害に関する情報収集についても総務班の所掌事務として明記されております。

なお、災害対策基本法の改正において、県の防災会議の構成委員に自主防災組織を構成する 者または学識経験のある者のうちから、知事の任命する者が追加されました。市防災会議の組 織などの規定の仕方は県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて定めることとなっています ので、県防災会議条例の今後の改正の状況、推移を勘案することとして、今回の改正は法律に 明記された最低限必要な条項のみの改正といたしました。

以上です。よろしくお願いします。

**〇議長(中山五男)** 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

**○17番(平塚英教)** 議案第6号でございますが、災害対策基本法の一部改正に伴う防災会議及び災害対策会議の関連改正ということでございますけれども、この現行の「市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること」というものが、この2、3に改正後は「市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」と、3が「前後に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること」というふうにあるんですけれども、簡単に言って、現行が改正によって何がどのように変わるのか。具体的にわかりやすく説明いただければと思います。

〇議長(中山五男) 清水危機管理室長。

**〇危機管理室長(清水敏夫)** まず、防災会議につきましては、やはり現在のところ、市の地域防災計画の策定というものが一番のメーンになっております。また、先ほども説明しましたように、情報収集等につきましては、やはり国のほうでも今回の見直しで災害対策基本法の中で災害対策本部に一元的に委ねることが望ましいということで、そちらのほうに移行させていただきました。

それで、防災会議において、先ほどの市長の諮問に応じて防災に関する平時からそのような 重要事項を審議して意見を述べていただく。そのような位置づけを防災会議には行ったもので ございます。また、災害対策本部はこれは非常体制等において、本市内に大規模な災害が発生 する場合に設置されるものでございます。こちらのほうでやはり情報収集も一元化されるのが 一番合理的である。そのようなことで、国の災害対策基本法のほうで改正がなっておりますの で、それに対応した改正でございます。

以上です。

- **〇17番**(平塚英教) わかりました。
- **〇議長(中山五男)** よろしいですか。

10番水上正治議員。

**〇10番(水上正治)** この改正後の条文ですけれども、市長の諮問に応じた重要事項云々ということでありますので、(3)の前項の規定する重要事項に関し、市長に意見を述べるという、その文章ですね。諮問に応じたということなので、意見書の提出ぐらいまでしたほうが

いいのかなというふうな思いで今、質問したところであります。意見を述べるということは、 それは口頭、文章両方あるとは思うんですけれども、むしろ義務づけたほうがいいのかなとい うふうな思いで今質問しました。

- 〇議長(中山五男) 清水危機管理室長。
- **〇危機管理室長(清水敏夫)** そのような御指摘に関しまして、やはり市長に意見書で提出をしていただく。そのようなことで運用していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(中山五男) 5番久保居光一郎議員。
- ○5番 (久保居光一郎) ただいま上程されているものですが、これも今、平塚議員と水上議員が話された内容と私もダブるんですけれども、現行の2項のほうに、先ほど平塚議員も言われました。当該災害に関する情報を収集することと書いてあるんですが、改正後の部分には、市長に意見を述べることだけになっていますよね。これは当然意見を述べるということは、情報も含めて意見を述べるのかとは思うんですが、ここにその文言を入れてもいいのではないのかな。情報という文言を入れてもいいのではないのかなというふうに、私たち、ちょっと素人でわからない部分がありますが、これを入れないで意見と、意見を述べることの中に全て情報も何も含まれているというふうに解釈したほうがいいのか。それとも、ただの意見であれば、当然この意見は情報を収集したその人その人の意見として市長に申し上げるんだと思うんですけれども、具体的に文言で情報を収集するという文言も入れたほうがいいのではと思うんですが、いかがお考えでしょうか。
- 〇議長(中山五男) 清水危機管理室長。
- ○危機管理室長(清水敏夫) 先ほど私のほうで情報収集については、災害対策本部に一元 化するということで、考え方としましては、諮問機関である防災会議のほうに災害対策本部の ほうで得られた情報等について速やかに報告をして、それらをもとに防災会議のほうは諮問機 関という考え方でいろいろな意見を出していただく。そのようなことで取り扱いをしていきた いと思います。

以上です。

- **〇5番(久保居光一郎)** 了解しました。
- ○議長(中山五男) よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**〇議長(中山五男)** 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を 打ち切ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第10 議案第6号について、原案のとおり決定することに 御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第11 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正について

〇議長(中山五男) 日程第11 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

### [市長 大谷範雄 登壇]

**〇市長(大谷範雄)** ただいま上程となりました議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日付で、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施をする防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日付で公布されたことに伴いまして、那須烏山市税条例の一部を改正するものでございます。

主な内容でありますが、市民税では、震災復興財源確保のため平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税均等割を500円加算をして3,500円とし、また、退職所得の税額控除特例措置を廃止する内容であります。

固定資産税は、わがまち特例として、下水道除外施設に係る課税標準の特例措置を設けるものでありまして、たばこ税は市分の税率を引き上げるものであります。

詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、慎重に御審議をいただきまして、 可決、御決定を賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきま す。

○議長(中山五男) 次に、担当課長の詳細説明を求めます。
澤村税務課長。

○税務課長(澤村俊夫) 命によりまして、議案第7号について補足説明を申し上げます。

今回の税条例の改正は、ただいま市長から説明がありましたが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法、いわゆる震災復興財源確保法及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に公布されたことに伴いまして、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

それでは、那須烏山市税条例の一部を改正する条例の条文に沿いまして御説明をさせていた だきます。

1ページをごらんください。初めに第36条の2第1項ただし書きの改正ですが、現行の条 文から寡婦控除額を削るものでございます。改正の趣旨は、年金所得者の負担軽減のために年 金所得者にかかります源泉徴収税額の計算におきまして、控除対象とされております人的控除 の範囲に寡婦控除が追加されるために、市民税の申告におきましては寡婦控除を削除するもの でございます。

年金所得者につきましては年末調整制度がないことから、基本的に確定申告を行う必要がございますが、この改正によりまして年金収入が400万円以下で、かつ年金以外の他の所得が20万円以下の人につきましては確定申告が不要となります。ただし、この場合であっても、所得税の還付を希望する場合は確定申告を行うことができるものでございます。

改正附則で施行期日を規定してございますが、条文が幾つもありましてわかりにくいかと思いますので、先に御説明いたしますが、この改正につきましては施行期日が平成26年1月 1日となります。

次の寄附金税額控除額を加える改正は、正しい言い回しに改正するものでございます。

次に、第95条のたばこ税の税率の改正でございます。旧3級品以外の製造たばこにつきまして、市税の税率を改正するものでございます。従来1,000本につき4,618円だった税率を5,262円に引き上げる改正でございます。内容は県と市の税率配分割合の変更に伴いまして税率を改正するもので、市の分の税率がふえ、その分、県の税率が減るものでございま

す。この改正によります地方のたばこ税全体の税額は変わらず、また、市民に対するたばこ税 の引き上げはございません。施行期日は平成25年4月1日となっております。

次に、附則の改正になりますが、附則第16条の2たばこ税の税率の特例の改正は、この条例に関しておりますので、先に2ページをごらんください。附則第16条の2第1項たばこ税の税率の特例の改正でございます。旧3級品の紙巻たばこにつきましての税率の改正です。旧3級品の紙巻たばこにつきましては、低い税率を設ける特例が継続されておりますけれども、第95条の改正同様、市税の税率を改正するものでございまして、従来1,000本につき2,190円だった税率を2,495円に引き上げる改正でございます。こちらもこの改正による市民に対する税の引き上げはございません。施行期日は平成25年4月1日となっております。旧3級品の紙巻たばこは銘柄を申し上げますと、エコー、わかば、しんせい、ゴールデン

次に、現行の附則第9条市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等を削除するものでございます。 1ページにお戻りください。内容は退職所得の分離課税に係る所得割につきまして、その所得割の額からその10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止するものでございま

す。これは平成25年1月1日以降に支払われるべき退職金から廃止となります。

バット、バイオレット、ウルマの6銘柄でございます。

もう一度2ページにお戻りください。第10条の2の改正でございます。これは追加規定でございます。内容は固定資産税の課税標準の特例といたしまして、公害防止用の下水道除外施設を除く施設につきましては、公共下水道の機能保持と公共水域の水質保全の観点から、条例により設置を義務づけられる事業者に対しまして、その負担を軽減するため平成24年3月31日までの取得分につきまして、地方税法附則第15条の規定の中で固定資産税の課税標準を4分の3とする特例措置が講じられてきました。

この特例措置につきましては、対象となる下水道除外施設の種類、規模や対象事業者の業種、希望が市町村によりさまざまであることを踏まえまして、条例で設置義務を課する市町村がその実情に応じまして柔軟に対応できるようにするため、わがまち特例とした上で適用期限をさらに3年間、平成27年3月まで延長となったものを市条例に規定したものでございます。

下水道除外施設に対する課税標準は4分の3を参酌して3分の1以上6分の5以下の範囲内で定めるとなっておりますけれども、本市におきましては、市の財政事情や企業負担等、内部で検討いたしましたけれども、割合を変更するだけの特段の理由がなかったために従来どおりの4分の3といたしました。なお、該当施設設置届け出は今まで1件もございませんでした。

次に、第10条の3につきましては、第10条の2の条文が新たに加えられたために、条文の繰り下げを行うものでございます。

第16条の2につきましては、先ほど説明いたしましたので省略いたします。

第21条の2の規定は、旧条文の同項とあるのを本文を加えて同項本分と正しい言い回しに 改正するものでございます。

次に、第25条個人の市民税の税率の特例等の規定の追加でございます。東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法、復興財源確保法が平成23年11月30日に可決成立いたしまして、12月2日に公布されたことに伴いまして、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税均等割の税率が年額1,000円引き上げられることに伴う所要の改正でございます。市税条例第31条第1項の規定によりまして、市民税均等割は現在3,000円と定められておりますが、これに500円を加えて3,500円とするものでございます。平成26年度から10年間適用されることになります。なお、参考でございますが、県民税均等割も同様に500円引き上げられますので1,000円が1,500円になります。

附則につきまして御説明いたします。附則第1条は施行期日について規定をしているもので ございます。先ほど都度説明したとおりでございます。第2条、第3条及び第4条の規定は、 それぞれ市民税、固定資産税、市たばこ税に関する経過措置を規定いたしております。

以上で補足説明を終わります。

〇議長(中山五男) 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長(中山五男) 休憩前に引き続き再開をいたします。

議案第7号につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑に 入ります。

3番渋井由放議員。

○3番(渋井由放) 税条例の一部改正ということでございます。行財政報告書の90ページに、平成23年度の課税標準額の本数が出ておりまして、お金が出ております。1億7,624万1,949円の税金が入ってきているということで、私もこの中の幾らかは払っておりますが、今度の値上げによりまして、ざっと計算するとこの1億七千幾らが2億円ちょいぐらいになるかなとは思うんですが、どのように市のほうでお考えになっているのかということと、500円の増額になるということでございます、市民税が10年間。500円の増額となると、幾らやはりふえるのか。この辺をちょっと御説明いただければと思います。

〇議長(中山五男) 澤村稅務課長。

### **〇税務課長(澤村俊夫**) 2つ御質問いただきました。

まず初めのたばこ税の値上げ、市のほうの値上げによりまして幾らになるかということなんですが、渋井議員、先ほどおっしゃいましたように、平成23年度の決算額を考えまして今回の値上げ、旧3級品以外のものが大体14%アップということで、旧3級品以外が98%を占めてございますので、それで計算しますと2,300万円余アップになるかなと、現在吸っている方がそのまま引き続き吸っていただくということでそのように考えてございます。

もう1点の市民税の均等割の額のアップの関係でございますが、今、ちょっと計算してございませんでしたので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

○3番(渋井由放) 了解しました。

〇議長(中山五男) 17番平塚英教議員。

**○17番(平塚英教)** 議案第7号の市税条例の一部改正でございますが、先ほど説明がありましたように、地方税法施行令及び地方税施行規則の一部改正並びに震災復興財源確保法の公布に伴う所要の改正ということでございます。前の議員の質問の続きになってしまうかもしれませんが、第9条関係ですよね。退職手当控除の廃止ということでありますが、これは主としては今までの状況だと、幾らの増税になるのかお示しをいただきたいと思います。

さらに、第10条の2ですね、これは下水道施設について平成27年3月まで特例延長ということなんですけども、具体的にはどのような中身なのか、中身について御説明をいただきたいと思います。

以上です。

〇議長(中山五男) 澤村税務課長。

○税務課長(澤村俊夫) 平塚議員の質問にお答えいたします。退職手当のほうは、基本的に値上げではございませんで、退職手当からその退職手当の額の1割を減税するというものを今まで行っていたわけなんですけれども、それがことしの12月いっぱい、来年の1月1日からは廃止されるということでございます。金額については、申しわけありませんが、ちょっと計算してございませんでした。

下水道施設の関係なんですが、酸アルカリ関係、それから油の除去、そういったものを考えてございまして、これらがストレートで下水施設に流れ込むことによりまして、下水の施設及び終末処理場の施設等を害するということを防ぐために、今回の設置をすることによりましてその下水道を守るということの設備でございまして、これらにつきましては届け出があれば、課税標準額を4分の3にするということでございます。

以上です。

○議長(中山五男) 17番平塚英教議員。

**○17番(平塚英教)** 値上げということの表現が悪かったとすれば、退職金に対する控除 分の廃止ということですよね。それについては、今まで廃止控除してきた額については幾らか というのは、おつかみになっていないんですね。その分が今度税として入るわけですよね。そ れについて説明をお願いしたい。こういうわけなんですが、第10条の2については下水道に つなぎ込む施設の加入をきちんとやった場合には、課税を4分の3にするということなんです が、これは固定資産税を4分の3にするということなんでしょうか。何を4分の3にするとい うことなんでしょうかね。そこのところをもう1回。

〇議長(中山五男) 澤村税務課長。

**〇税務課長(澤村俊夫**) 退職手当についてはもう一度計算いたしますので、後ほど御説明申し上げます。

施設関係なんですが、下水道関係の除外施設関係なんですが、これにつきましては固定資産の一応償却資産ということで申請がありました場合に、それの通常の課税標準から4分の3にするということでございます。

以上です。

- **〇議長(中山五男)** よろしいですね。そのほか質問はございませんか。
  - 14番滝田志孝議員。
- **〇14番(滝田志孝)** 1点だけお伺いしたいんですが、財源確保のためにという話なんですが、現実に消費税は上がる。電気料金は上がる。市県民税は上がる。退職控除はなくなる。年金は下がる。もらうものは下がる。払うものはふえる。そして、たばこも現実には計算どおりでいけばそういうことなんでしょうけれども、やめる方もいるんじゃないかと。そういう中で、税収の感覚で言うと、計算どおりいくのかどうか。今後の見通しですね。その辺のところを1点お伺いしたいと思います。
- 〇議長(中山五男) 澤村稅務課長。
- ○税務課長(澤村俊夫) 税収の今後の見通しということでございますが、税も市民税、固定資産税、軽自動車税、いろいろございます。市民税関係は所得割分が結構多く占めてございますので、景気動向等に相当左右されるかと思います。固定資産税につきましては、ほとんど平成24年度評価替えをいたしましたけれども、ほとんど同じものに推移しているというふうに考えてございます。軽自動車税につきましては若干ふえたりしてございますが、これら全体の税の収入といいますと、やはり所得割関係で、また法人関係もそうですけれども、所得割、それから景気の売り上げ等に左右されますので、非常に難しいのでありますけれども、今のところ景気全体を見ますと若干伸びはないといいますか、少し下がりぎみかなというふうに思っております。

以上です。

〇議長(中山五男) 14番滝田志孝議員。

**〇14番(滝田志孝)** それで、そういう中で、結局は税が上がらなければ、今は市の税対策で何人かが歩いている。そうすると、ことしの4月から前から見ると随分取り立てが厳しいんだよねという話が聞こえてくるわけですね。それは職務柄どうしても税金は回収しなくちゃならない。取り立てなくちゃならない。それはわかりますが、どうぞそこら辺のところも含めて、慎重にやっていただければと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

〇議長(中山五男) 澤村税務課長。

○税務課長(澤村俊夫) 平成24年度から収納対策室という内部組織も変わったわけでございますが、催告、督促状等を出しまして税の収納関係は非常にある面シビアになっている面もあるかと思いますけれども、基本的には差し押さえとかをする前に、本人宛てに督促状、ある程度期限が過ぎまして催告状、きちんと出しまして、どうしても税務課のほうに連絡がないというような人についてのみ、基本的に差し押さえをしているという状況でございます。

納税相談があった場合には、かなり滞納がありましても、できるだけ相談に応じて分割納付なり行っているというところでございまして、いわゆる全く連絡がないという方についてのみ 基本的に差し押さえをしている。そういった方が事前に税務課のほうに連絡があれば、できる だけきめ細かな納税相談に応じるという姿勢ではおります。

以上です。

**〇議長(中山五男)** よろしいですね。質疑がないようですので、議長において議事を進行 し、これで質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〇17番(平塚英教) 議案第7号 市税条例の一部改正についてでありますが、第10条の2の市で特別に下水道設置にかかる固定資産税関係の4分の3の減額というのには賛成なんですが、この震災復興財源法の公布に伴う所要の改正関係につきましては、中身について納得できない点がありますので、反対を申し上げます。

東日本大震災復興特別会計が創設されまして、昨年の7月に東日本大震災の復興基本方針が 定められて、復興に必要な財源、国と地方を合わせて当面5年間で19兆円、10年間で 23兆円が必要だというふうに見積もりまして、当面19兆円のうち8.5兆円を予備費や剰余金、他の歳費支出削減や政府資産の売却などで補い、残りの10.5兆円は復興増税で補う。 こういう方針が決められたところであります。

その中身は4つありまして、所得税に2.1%の賦課税を2013年から2025年まで、これが7.3兆円ですね。2つ目は、今回提案の住民税の均等割を1,000円引き上げるというものでありまして、先ほど提案理由にもありましたように、県民税が500円、市町村の均等割が500円ということで1,000円の引き上げになるわけであります。これが2014年から10年間で0.6兆円ということであります。さらに3番目は、退職金にかかる住民税の増税、これが0.2兆円ということになります。4番目が、法人税に10%の賦課税、年8,000億円、これを2013年から3年間ということで2.4兆円ということになっております。

しかし、法人税につきましては減税とセットでありまして、減税分を3年間は耐震対策に回すというだけで実質的には負担増にはならず、4年目からは減税だけが残ると。こういうような仕組みになっており、実質的に所得税及び住民税だけが増税になる。こういう内容になっております。所得税は来年の1月から増税、住民税につきましては再来年の6月から増税になる。こういう仕組みであります。

政府は、昨年の税制改正で法人税の実効税率を4.5%引き下げ、そして、法人住民税とあわせて実質5%の引き下げをしました。これによって、減税額は国税で1.2兆円、地方税で0.2兆円となります。3年間だけは復興特別法人税が課税されるために増減税ゼロということでありますが、あとは減税だけが残るということになります。

さらに、証券優遇税制、これが2年間延長になり、10%の所得税7%、住民税3%に軽減する内容で、適用期限が2013年12月まで延長するというものであります。欧米では、こういう証券税制については30%の課税になっておりますが、まさに日本では株主優遇税制ということであります。

そういうことで、今回の震災復興財源確保法の中身については庶民については増税、そして、 大企業と富裕層については減税と、こういうふうな不公平な内容になっておりますので、これ では承服できない。これに伴う住民税の均等割の値上げとさらに退職金の控除の廃止というこ とについては納得できませんので、反対とさせていただきます。

以上です。

〇議長(中山五男) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

**〇議長(中山五男)** 起立多数であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第12 議案第8号 那須烏山市遺児手当支給条例の一部改正について

**〇議長(中山五男)** 日程第12 議案第8号 那須烏山市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

### 〔市長 大谷範雄 登壇〕

**〇市長(大谷範雄)** ただいま上程となりました議案第8号につきまして、提案理由の説明 を申し上げます。

本案は、平成22年度税制改正における所得税法及び地方税法の一部改正により、市民税及 び所得税の年少扶養控除等が廃止されたことに伴い、廃止による市民税所得割の課税が遺児手 当で受給の算定に影響を及ぼし、支給停止とならないよう所要の改正を行うものであります。

主な内容は、平成24年度以降の遺児手当の支給に係る市民税所得割の計算において、 15歳以下の者を扶養している者にあっては1人当たり1万9,800円が、16歳から 18歳までの者を扶養している者にあっては1人当たり7,200円をそれぞれ減額した額を 所得割額とみなす調整規定を設けるものでございます。

何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

**〇議長(中山五男)** 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

〇17番(平塚英教) 市の遺児手当支給条例の一部改正についてということでございまして、平成22年度税制改正において年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ分の廃止が行われたことによる遺児手当受給者へ与える控除廃止の影響を生じさせないための所要の改正という

ことでございますが、おおむね我が市においては該当者は何人おられるのか。これは平成 24年以降ずっとこの内容で、遺児手当が該当になれば支給されるということで考えていいの かどうか。その2点だけ確認をしておきたいと思います。

〇議長(中山五男) 鈴木こども課長。

**〇こども課長(鈴木重男)** それではお答えをいたします。

今の遺児手当の受給対象世帯というのは10世帯ございます。お子さまにつきましては20人、そのうち市民税の所得割が課税されておりますと、この遺児手当が受給できませんが、その遺児手当の受給できる世帯は7世帯、お子さまの数は16名となっております。

今回の遺児手当の関係でございますが、先ほど議員のほうからございましたように、年少扶養控除、この額が33万円になります。これに市民税率、これが6%、これを計算しますと1万9,800円になります。それから、16歳から18歳までの特定扶養親族の分はこの廃止額が12万円、やはり市民税率が6%ということで、この金額が7,200円ということで1人当たりそれぞれ1万9,800円、7,200円を減額して算定するものになります。今後そのような対応になります。

以上でございます。

引き続き、国の政策もございますし、福祉政策のほうではこういった税制の改正によるもの を遮断するというような方向でおりますので、引き続きこれは翌年度以降も対応するものにな ります。

以上でございます。

○議長(中山五男) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(中山五男)** 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を 打ち切ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第8号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決いたしました。

# ◎日程第13 議案第9号 那須烏山市法定外公共物管理及び使用料条例の一部改正について

**○議長(中山五男)** 日程第13 議案第9号 那須烏山市法定外公共物管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

#### 〔市長 大谷範雄 登壇〕

**〇市長(大谷範雄)** ただいま上程となりました議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年7月31日付で那須烏山市の財務規則を予算規則、会計規則、公有財産管理規則に改正したのに伴いまして、財務規則を準用していた那須烏山市法定外公共物管理及び使用料条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、条文内の準用する規則名を那須烏山市財務規則から那須烏山市公有財産管理規 則に改正するものでございます。

慎重御審議をいただきまして、可決、御決定賜りますようにお願いを申し上げまして、提案 理由の説明とさせていただきます。

〇議長(中山五男) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」の声あり]

**〇議長(中山五男)** 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を 打ち切ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第9号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第14 議案第1号から日程第17 議案第4号までの平成24年 度那須烏山市一般会計補正予算、特別会計補正予算、事業会計補正予算の4議案を一括して上 程したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

- ◎日程第14 議案第1号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算(第3号)
  について
- ◎日程第15 議案第2号 平成24年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算 (第1号)について
- ◎日程第16 議案第3号 平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- ◎日程第17 議案第4号 平成24年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第1号)について

○議長(中山五男) よって、議案第1号から議案第4号までの4議案について、一括して 議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

## [市長 大谷範雄 登壇]

**〇市長(大谷範雄)** ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第4号までの提案 理由の説明を申し上げます。 まず、議案第1号 平成24年度那須烏山市一般会計補正予算第3号についてであります。 本案は、平成24年度一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ2億3,653万6,000円増額し、 補正後の予算総額を128億9,109万9,000円とするものであります。

今回は、国、県補助金の追加決定及び災害復旧対策など、緊急に対処しなければならない事務事業等が生じましたことから、補正予算を編成したところでございます。

主な内容について御説明を申し上げます。まず、歳出予算であります。議会費は市町村議会 事務局職員研修及び議会特別委員会視察研修に伴う旅費等の計上でございます。

総務費は、地方分権振興交付金市町村交付金を活用した本市イメージキャラクターの作成、 県が提唱するEV・PHV構想に基づく公用車への電気自動車導入、両庁舎・市有施設等の管理及び修繕整備など、緊急性、必要性を重視した予算計上にしたものであります。

なお、法人市民税において、修正申告に伴う過年度還付金が生じましたことから計上したものであります。

民生費は、第5期介護保険事業計画に基づく地域密着型特別養護老人ホーム整備補助金、 10月1日から障害者虐待防止法の施行に伴う対策事業費、障害者自立支援事業に係る給付費 等の追加、老人憩の家の屋根修繕等であります。また、4月1日から施行されました児童手当 法の改正に伴う予算措置を計上いたしております。

衛生費は、定期予防接種として実施をしてまいりました生ポリオワクチンが9月1日から不活化ポリオワクチンに切りかわるための経費。自動車騒音常時監視面的評価業務の見直しに伴う委託費、エネルギー対策事業の太陽光発電設置補助金において当初予算額を上回る申請があったため、増額補正するものであります。

農林水産業費は、農産物等の放射性物質検査費及び安心安全な農業推進のためのカリ質肥料 購入補助金、東日本大震災農業生産対策事業が追加されることによる計上であります。

また、災害復旧事業費といたしまして、昨年の台風15号災害、ことし5月の豪雨災害で被災をいたしました農地、農業用施設、林業用施設のうち、国庫補助対象にならない小規模な災害復旧事業費を計上したものであります。

商工費は、緊急雇用創出事業補助金を使った観光ガイドブック作成費、山あげ会館のミニチュア設備の修繕、東日本大震災により被災をしたいかんべ記念館、観光物産センターの解体工事費用を計上したものであります。

土木費は、宇都宮那須烏山市線高瀬トンネル開通式に伴う経費、道路維持管理業務委託料の 追加、滝愛宕台線整備に係る用地取得及び補償費、5月の豪雨災害に係る災害復旧事業費、国 庫負担金の確定に伴う予算であります。

消防費は、交通安全施設整備費として道路反射鏡の修繕、75歳以上を対象とした運転免許

証自主返納者支援事業において当初予算を上回る申請があったため、増額とさせていただきました。また、女性消防団活動費及び消防施設(下川井、南大和久、小木須消防団)の整備に要する予算を計上いたしました。

教育費は、南那須学校給食センター、烏山小学校、烏山中学校共同調理場解体に伴う設計委託料、七合小学校、境小学校スクールバス契約解除に伴う経費。境小学校に係る学校支援員の増員に伴う予算の計上であります。

また、農村環境改善センターの施設修繕費、烏山公民館の臨時職員賃金、自治会設置公民館施設整備費補助金(志鳥下公民館トイレ水洗化工事)であります。市内各運動施設9カ所、水道管破裂防止の修繕費、B&Gプール管理運営費等を計上したものでございます。

次に、歳入であります。国庫支出金は児童手当の改正に伴う予算措置や公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金等であります。県支出金は地域密着型特別養護老人ホーム整備のための介護基盤緊急整備等臨時特例交付金や、緊急雇用創出事業費補助金等による増額であります。

繰入金は、平成23年度決算の確定に伴う介護保険特別会計繰入金や東日本大震災復興推進 基金の繰り入れであります。

市債は、滝愛宕台線整備のための市道整備事業債であります。寄附金のうち社会福祉事業費 寄附金といたしまして、栃木県街商協同組合代表永井一博様、水井 允様からであります。ふ るさと応援寄附金として、横枕青年団団長生魚貴宏様、塙 義和様、神奈川南那須会様、1名 の匿名様からであります。それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をいたしております。御芳志 に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。なお、不足財源につきましては前 年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第2号は、平成24年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ8,174万2,000円増額をし、補正後の予算総額24億8,704万2,000円とするものであります。

主な内容は、前年度介護給付費及び地域支援事業の実績に伴う国、県支出金等の歳入額の精査による償還金などであります。なお、財源につきましては、介護保険財政調整基金繰入金及び前年度繰越金をもって措置をいたしました。

議案第3号 平成24年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。本案は、簡易水道事業特別会計の歳入歳出をそれぞれ1,310万6,000円増額し、補正後の予算総額を1億1,310万6,000円とするものであります。

主な内容は、老朽化により漏水事故の激しい向田地内の配水管布設替事業費と、落雷で故障 した境東配水流量計の修繕費であります。また、筆界未定により未登記の境東簡易水道の小木 須配水場用地が、地籍調査により境界・面積が確定をいたしましたことから、その用地買収に 係る所要額を計上いたしたところであります。なお、財源は前年度繰越金及び施設災害共済金 をもって措置をいたしました。

議案第4号 平成24年度那須烏山市水道事業会計補正予算第1号についてであります。本 案は、水道事業会計予算の収益的支出の原水及び浄水費等を356万円増額し、補正後の予算 総額5億2,766万1,000円とするものであります。

主な内容は、水道施設の機器故障による修繕費及び固定資産の除却に伴う資産減耗費であります。

以上、議案第1号から議案第4号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(中山五男) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

**〇17番(平塚英教)** まず、13ページの運転免許証の自主返納者支援費というのは、希望者が多かったために増額したということでございますが、当初予定していたのが何名で、増加したのが何人いたのか。内容について御説明いただきたいと思います。

次に、14ページですが、社会福祉施設整備費1億1,600万円ですね。介護基盤緊急整備等臨時特例交付金ということでございますが、この中身。

さらには障害者福祉関係の障がい者自立支援事業費1,187万2,000円ですね。この事業内容について御説明をいただきたい。

地域密着型の福祉施設を設立に伴って支援するという内容だというふうに全員協議会のとき にお聞きしたような気がするんですが、内容についてさらに説明をいただければというふうに 思います。

17ページですね、観光振興費でございますが、1,958万7,000円、緊急雇用創出事業の補助金ということでございますが、これが全員協議会で説明された民間活力も得ながら、那須烏山市の観光小冊子を作成して、そして、それを観光に波及するということでやられるのかなというふうに思うんですが、おおむねいつごろまでに作成して、どのような仕様を考えているのか、御説明をいただきたいと思います。

19ページの烏山公民館費が113万6,000円とありますが、これは何の使用内容なのか、御説明をいただきたいと思います。

20ページに自治会公民館設備費84万8,000円とありますが、これはどこの自治公民館に対する支援なのか。中身についてお示しをいただければと思います。

以上です。

- 〇議長(中山五男) 清水危機管理室長。
- ○危機管理室長(清水敏夫) まず、13ページ、交通安全対策費の運転免許証自主返納者 支援費の補正でございますが、当初20名ということでタクシー券、市営バスの利用券、乗車 券等での2万円分の利用券の助成を行うということで、既に20名満たしております。そのよ うなことで、半年でもう既に20件。また、問い合わせも非常に多いものですから、同様に 20件分補正をさせていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(中山五男) 網野健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(網野 榮)** 質問でございます。14ページの社会福祉総務費関係でございます。その中の社会福祉施設整備費1億1,600万円でございます。こちらの内容につきましては、第5期介護保険事業計画に基づきまして、地域密着型の特別養護老人ホーム、こちら1施設29床を建設予定になってございます。こちらにかかる補助金でございます。

この内訳としましては、県の補助金としまして、1 床当たり 4 0 0 万円 2 9 床でございますので合計で1 億1, 6 0 0 万円を計上したところでございます。相手方につきましては、現在、公募をかけ締め切りをしまして、現在、市の保健福祉施設整備法人審査委員会で、こちらの選定作業をやっているところでございます。

続きまして、障がい者自立支援事業費1,187万2,000円ですね。こちらの内容でございます。障がい者自立支援助成事業費としまして30万6,000円、こちらは障がい者の日中一時支援事業でございます。

2つ目が障がい者自立支援特別対策事業費といたしまして15万1,000円、内容は送迎補助、障がい者の新体系移行に伴う送迎の補助等でございます。

それから、3つ目としまして、障がい児通所給付費としまして1,141万5,000円ということで、こちらは障がい児の放課後デーですね、こちらへの補助でございます。こちらの補正が発生した理由としましては、法改正がございまして単価の改正等がございまして、追加の補正額を計上したところでございます。

以上です。

- 〇議長(中山五男) 髙橋商工観光課長。
- **○商工観光課長(髙橋 博)** それでは、私のほうから17ページ、緊急雇用創出事業の内容でございますが、これらにつきましては、全員協議会等でも御説明したとおりでございます。いつごろまでにということでございますが、これらにつきましては、平成24年度内、来年3月までにはこのようなガイドブック、新たなパンフレットを作成したいということでござい

ます。緊急雇用創出事業でございますので、当然失業者等を雇用したいということでございますが、これらの人件費につきましては5名を予定しております。それらの賃金、交通費、保険等を含めますと予定では989万1,000円を予定しております。また、新たなガイドブック作成につきましては、今のところ4万部を作成の予定をしております。これらにかかる費用につきましては625万円と見ております。

また、この有利な事業を利用しまして、これのほかに観光振興計画を見直ししたいということで、あわせてこれらの見直しも考えておりまして、これらにつきましては150万円程度ということで、その他光熱水費等費用を含めますと、これらにかかる分は956万5,000円程度見ておりまして、合計で1,958万7,000円ということで今回予算計上しております。以上でございます。

- 〇議長(中山五男) 川堀生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(川堀文玉)** 平塚議員の御質問にお答えいたします。

まず、18ページの烏山公民館費113万6,000円でございますが、現在、公民館長が病気で療養中でございまして、そちらの職員の補充というようなことで9月から3月まで臨時職員1名を雇用するということで、その経費でございます。

また、20ページの自治公民館施設整備補助でございますが、こちらは志鳥下公民館におきましてトイレの水洗化工事を行うということで、補助にのっとりまして3分の1を補助するということで、今回84万8,000円を予算措置したところでございます。

以上です。

- 〇議長(中山五男) 17番平塚英教議員。
- ○17番(平塚英教) ありがとうございました。質問の中でちょっと漏れていたんですが、15ページの児童福祉総務費の中で、児童手当給付費が3億4,178万7,000円とありますが、これは子ども手当が児童手当に変わって、その内容を改めて支給するということで出されたものかなというふうには思うんですけれども、ざっと児童手当給付費の支給内容について概括的に説明をお願いできればと思います。
- 〇議長(中山五男) 鈴木こども課長。
- **〇こども課長(鈴木重男)** 議員御指摘のとおり、児童手当法が本年の4月に変わりました。 今までの子ども手当給付費から児童手当給付費ということで、支出科目も変更になったもので すから、今回補正として計上させていただいております。

それから、議員御指摘のとおり、年に3回、6月、10月、2月ということで児童手当は給付されるわけでございまして、当初予算のときの積算根拠と、それから6月の直近の数字と差がございましたので、同じ金額の中身にはなっておりませんが、基本的には給付に関しまして

は子ども手当、3歳未満児は1万5,000円、第3子は1万5,000円、中学生まで給付するということで、その子ども手当の段階と給付については変わりがございません。ただ、6月から所得の制限、960万円という所得制限があって、その所得をオーバーした方については、6月期から月額にして5,000円お支払いをするというふうな形をとっておりますので、それが新たにふえた点がございます。

余談でございますが、歳入の部で特に全体的に見ますと、若干市の負担がふえております。 今まで中学生については子ども手当は10分の10の補助でございましたが、児童手当になっ てから6分の1が市の負担になってまいりますので、その分の負担もふえているかというふう な内容になっております。

以上でございます。

〇議長(中山五男) 8番佐藤昇市議員。

**〇8番(佐藤昇市)** 公民館の20ページなんですが、今、平塚議員とリンクするところがあるんですが、私の違う観点からちょっとお聞きしたいのと、あと1点、質問をさせていただきます。

自治公民館、合併してからもう何年かたって旧南那須がずっとやっているんですが、大変年月もたちまして、各自治会とも多分傷んでいるんじゃないかと思います。うちのほうの自治公民館も大変傷んでいるんです。今回、志鳥下が維持整備して80万8,000円という補正が出ているんですが、これは水洗化で3分の1の補助だということは240万円もかかるのかなと思うんですが、その内容はちょっと私もわかりません。金額はいずれにしろ、うちのほうでもトイレ、今、自治の公民館になりましたから、和式のトイレが2個ありました。そういうことで、今回、子供たちがトイレに行けないんだということで大分苦情が来ました。曲畑も7月だったか、ウォシュレットに2基のうち1基をしました。

そういうところで、自治会で何も支援してもらえないのかと私も言われたのですが、これ、 今、こういうのを見ると、何かの支援があるんだなと。その申請は自治会か公民館長とかそう いう地域の公民館に行き渡っているのかどうか。その1点をお伺いをしたいと思います。

あともう1点、今回、公民館にあります遊具が何年か前もけがをして取り外して、大丈夫なものだけが残っていたんですが、再度全部なくなりました。地域の子供たちは本当に遊ぶところがないという現状です。この方法はいろいろ市にも責任があるから、危ないからということではございますが、小さい子供たちが本当に地域で遊べるところはそこしかないんですね。何をしても何も遊ぶものがないから集まらない。そういうことで、子供の声も聞けないということでございますので、何かいい方法がないのかなと思っているんですが、ちょっと執行部の考えをお聞かせ願いたいと思います。

あと、23ページ、最後にここの予算の建設工事一覧表であります。いかんべ記念館解体工事と観光物産センター解体工事があります。これは旧南那須で皆さんに大変親しまれ、また、団体等が利用していた大変残念な建物なんですが、災害で解体ということでこれはしようがないと思いますが、いかんべ記念館の解体によってあそこの地形は大変危険だということで何もできないんじゃないかということで、今お話がありました。

観光物産センターに関しましては、あそこは道路で言えば那須烏山市曲畑が玄関口ですが、 烏山線では大金駅が玄関口かなと私は思っています。その跡地に考えても玄関口に何もなくて は寂しいのでありますから、その後何をしようとしているのか、執行部の考えがあればお聞か せいただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(中山五男) 川堀生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(川堀文玉)** 自治会公民館設置の改修等につきましては、改修工事の場合、 1件当たり50万円以上の場合、3分の1を補助するということで現在行っておりまして、今 回志鳥さんは議員おっしゃるように250万円ほどの工事費ということで、水洗と内部の水道 等の設備も若干改修するということで補助申請が出たところでございます。

それから、ただいま議員がおっしゃられましたように、ウォシュレットだけにしたということになると多分50万円を超えなかったということで補助対象にはならなかったのかなと思われます。

また、自治公民館の設置ということなものですから、遊具については生涯学習課では所管外 ということになっております。

以上でございます。

- 〇議長(中山五男) 髙橋商工観光課長。
- **〇商工観光課長(髙橋 博)** それでは、ただいまの質問に対してお答え申し上げます。

これらの予算につきましては、21ページの11款の災害復旧費ですね、これの一番下の観光施設災害復旧費事業費ということで1, 324万1, 000円を計上しております。これらの内訳につきましては、物産センター解体費用504万円、また、いかんべ記念館解体費用820万1, 000円ということでございます。

物産センターにつきましては当然大金駅前の今までの建物は非常にシンボル的な建物でございます。これらの建物がなくなると、利用者の休憩所、トイレ等、こういうのがなくなるということで駅前の活性化も図られなくなると懸念しているところでございまして、今後の跡地利用につきましては、これらに伴う検討委員会を現在立ち上げる準備をしております。

今回、可決いただきますれば、早急に跡地利用の検討委員会を立ち上げまして協議をしてま

いりたい。これらにつきましても、新たな建物等につきましては、できればこの検討委員会で 検討しまして、来年度に反映できれば理想かなとは思っておりますが、今これらにつきまして も検討委員会の考え方がいろいろありますので、再度申し上げましたように、これらにつきま しては今後検討委員会で協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(中山五男) 坂本総合政策課長。

○総合政策課長(坂本正一) 各自治会でそういった遊具施設、公民館施設を整備するということにつきましては、財団法人の自治総合センターのほうで宝くじの還元金を活用したコミュニティ助成事業という制度もございます。これらにつきましては、いわゆるソフト事業については10分の10の補助をいただけまして、上限額250万円というような制度もございますので、申請したからすぐ認められるということでもございませんが、ちょっと期間がかかる場合もございますが、そういった助成制度も活用いただけるということでありますので、一度御相談をいただければというふうに思います。

〇議長(中山五男) 8番佐藤昇市議員。

○8番(佐藤昇市) 自治公民館について、今50万円以下というのが私もわかったんですが、なかなかまとめて、今うちのほうでもフローリングの見積もりをしています。トイレも。全てがもう傷んでいるんですね。そういう意味でね。そういうものを含めてやればできるのかなと思うんですが、なかなか一括してやると自治会は自分でお金を出しておりますので、なかなかできないので、こじんまりとしたところを出すんですが、お金がある志鳥下は240万円も出して大したものだなと今感心しているんですが、それにしてもウォシュレットだって十何万円なんですね。地域でいっぱいいますから、やる人はね。だから、そういう安いものでやりました。

よく見積もりもきちんとしてもらって、50万円以上だからと高く見積もりをする人はいないとは思いますけど、きちっとして活用していただきたいと思います。

物産センターについては、平成25年度に早急にという話でございますが、やはりこれもこういうことはシンボルですので、ぜひ早急に進めていただきたいと思っております。 以上です。

○議長(中山五男) ほかに質問はありませんか。 4番渡辺健寿議員。

O4番(渡辺健寿) 簡単に2点ほどお伺いします。

先ほど土木関係だと思いますが、県道の高瀬トンネルの開通式の費用だというお話もありま した。いつ開通されるのか、具体的な月あたりをお示しいただければと思います。 同じように観光施設のいかんべ記念館と物産センターの解体工事費も計上されましたが、これらもいつ発注して、いつ解体されるのか、あわせて説明いただければと思います。

- 〇議長(中山五男) 福田都市建設課長。
- **〇都市建設課長(福田光宏**) 渡辺議員の高瀬トンネルの開通の時期についてお答えしたい と思います。

現在、開通の準備を進めておりまして、平成24年12月末、日にちはある程度決まっているんですが、まだ内定の状況なものですから言えないんですが、12月の末というふうになっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

- 〇議長(中山五男) 髙橋商工観光課長。
- **○商工観光課長(髙橋 博)** これらの解体につきましては、3月までには解体したいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(中山五男) 4番渡辺健寿議員。
- ○4番(渡辺健寿) 高瀬トンネルは12月ということで具体的に示されました。あとは日にちだけかなと思われます。なお、観光施設については年度内ということでありますけども、質問者も那須烏山のシンボル的な場所である。また、答弁者もシンボル的な場所であるという言葉がありましたが、現在、いかんべ記念館の周りには雑草が生えております。これらは来年の春ごろの解体を待たずに少しきれいにしておかないと、シンボルという言葉そのものも使えなくなってくるのではないかと思われます。

あわせて、あの駅前のロータリー、コンクリートで仕切られている中ですが、あの中も雑草でいっぱいでありました。たまたま先日、同席されております岡代表監査委員とあの駅に乗り降りしたんですが、本当に一目で恥ずかしくなるような状況でありまして、駅前のロータリーはどこが管理しておられるのかもあわせて説明いただければと思います。

- 〇議長(中山五男) 髙橋商工観光課長。
- **○商工観光課長(髙橋 博)** 物産センターといかんべ記念館につきましては、3月の議会ですかね、その危険な建物をいつまでもほうっておくのはまずいということで、早急に検討したほうがいいんじゃないかという指摘もありましたので、今言いましたように、これから指名選考委員会、入札等ありますので、少しでも早目に解体したいと考えております。

また、シンボルということでございます。今後もいろいろ先ほど申し上げましたように検討 委員会で十分に協議をいただいて、また、新たなシンボル的なものも検討していただきたいと 考えております。

また、駅前のロータリーにつきましては、従来何年度ですかね、花時計ということであそこ

に設置されまして、当時はその花時計も稼働していたわけでございますが、何年ごろからあれが故障して現在に至っているかというのはちょっとわからないんですが、ただ、非常にあそこの管理が、当時は観光協会、指定管理等あそこの管理、うちのほうでシルバー等に頼みまして管理もしていたところです。これらにつきましても、あそこの解体撤去等につきましても当時の設置した意向もありますので、そういったことを十分に検討しながら、今後解体、存続等について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(中山五男) 4番渡辺健寿議員。
- **○4番(渡辺健寿)** 解体は1回目のときに説明がありましたので、ロータリーの管理とかはどこがしているんですかという質問でありますので、簡単に、市でやっているのが現状だということでよろしいですね。それだけ聞きたかったんです。

それと、駅前のシンボルでありますから、解体は来年の3月であっても、雑草ぐらいはきれいにできる方法がないのかということで申し上げた次第であります。そんなに何万円もかかる 事業費でなくてもきれいにはできると思いますので、お願いしたいと思います。

- 〇議長(中山五男) 髙橋商工観光課長。
- **○商工観光課長(髙橋 博)** 議員御指摘のとおり、少しでも経費削減して実施してまいりたいと考えております。
- 〇議長(中山五男) 12番佐藤雄次郎議員。
- **〇12番(佐藤雄次郎)** 歳入で1件、歳出で1件お尋ねします。

まず、12ページでございます。繰越金、総合政策課長にお聞きしますが、前年度繰越金ですね、これで確定額なのか。これを1つお聞きします。そのほかに、まだ決算までにあるのかどうか。

それと13ページ、これは平塚議員とダブって申しわけありませんが、運転免許証の自主返納については、数はわかりました。それで、これは多分指導しているのはどこで、警察かどうかわかりませんが、大体私もそれに近づいてきたものだから考えなくちゃいかんと思っていますので、それで、高齢者の交通事故、非常に悲惨な事故が最近高齢者は多いです。ですから、これらについての高齢者の交通事故を市内で何件ぐらい、多分80歳、100歳ぐらいでも元気でやっている人いますけども、これはあくまでも自主返納でしょうから、自分の運動能力とかを考えてやっているんでしょうけど、他に迷惑をかけないようにお願いしようと思います。高齢者の交通事故件数がどのぐらいあったのか、お尋ねします。

以上です。

〇議長(中山五男) 坂本総合政策課長。

〇総合政策課長(坂本正一) それでは、繰越金の件につきましてお答えさせていただきます。平成23年度の繰越金につきましては、歳入歳出差し引いた繰越金額から翌年度へ繰り越すべき財源、それから、決算処分による基金積み立て、それを除いた額が1億3,071万4,000円でございまして、そのうち当初予算で5,000万円予算計上してございます。さらに、6月の第2号補正の際に816万2,000円を計上させていただいておりますので、残が、今回の5,965万2,000円を差し引きますと繰越金の残が約1,300万円ということになります。

〇議長(中山五男) 清水危機管理室長。

○危機管理室長(清水敏夫) 運転免許証の自主返納者支援費、これは75歳以上ということで該当になります。やはり本人はどうしても運転はしたい。足がなくなってしまうということでいこじになっておりまして、周りからかなり言われてしようがなく来るという方が私ども受け付けしておりますので、やはり危険な方、かなりプライドを持っている方もおりますので、周りでどんどんそういう危ない方については返納していただいて、タクシー等を利用していただく。または、10月1日からのデマンド交通を南那須地区の方については利用していただくように皆さんも御指導をお願いしたいと思います。

なお、平成23年の那須烏山市の交通事故件数は、全体で61件、死亡者1、負傷者81、物件事故の件数が541件ということで、これらのうちの高齢者の割合については申しわけございませんが、私、ちょっと調べておりませんでしたので大至急調べて御報告をさせていただきたいと思います。

なお、この交通事故関係での高齢者の定義につきましては65歳以上ということで、65歳の方はかなり若いとは思いますが、高齢者という扱いで計算をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

〇12番(佐藤雄次郎) 了解。

○議長(中山五男) まだ質問者が多数あるのではないかと思いますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時25分

○議長(中山五男) 休憩前に引き続き再開をいたします。 5番久保居光一郎議員。

**〇5番(久保居光一郎)** 今、上程されている議案第1号から議案第4号までの中で、私も

7点質問をしようかなと思ったんですが、既にもう4点については先に質問がございましたので、私は3点に絞ってお伺いしたいと思います。

まず、17ページの7款4目観光費、節が委託料、これは先ほども質問があったかと思います。緊急雇用創出事業補助金1,958万7,000円についてですが、先ほどの担当課長の説明ですと、この緊急雇用で5人を雇用して980万何がし、それからガイドブックを4万部作成して625万何がし、観光振興計画の見直しのほうに150万円ということでございますけれども、これをもうちょっと、この5人というのはどういう方を雇用するのか。何をするのか。この方たちにはガイドブックをやるのか。その辺の内容と金額について詳しい御説明をお願いいたしたいと思います。

それから、同じく7款4目のすぐ下の山あげ会館運営費、これが80万9,000円とありますけれども、この内容についてもお知らせいただきたいと思います。

3点目は、これもやはり17ページであります。8款3目の道路新設改良費の中の道路整備費3,000万円とございますけれども、この内容についてもお知らせをいただきたいと思います。

以上3点です。

- 〇議長(中山五男) 髙橋商工観光課長。
- **○商工観光課長(髙橋 博)** それでは御説明申し上げます。

まず、この緊急雇用関係の5人ということでございますが、この方につきましては、当然パンフレット作成に伴う、これからいろいろ新たなものをつくるにあたって、市の観光地とかそういったものを調査、また新たな写真を撮ったり、そういったつくるための5人ということで専属的に雇用します。

それらに伴う交通費とか賃金とか、あとそれらの人件費に係る健康保険とか雇用保険等を含めまして、先ほど申し上げました989万1,000円という金額でございます。再度申し上げますが、この5名につきましては、これらのガイドブックの作成費で、全員協議会でちょっと申し上げましたが、これらのガイドブックは「るるぶ」という形で今現在検討しております。「るるぶ」というパンフレットは旅行会社等のブランド製品のパンフレットでございます。ですから、そういった関係者を雇用したいと考えております。

また、そのほかに、そのパンフレットの仕様につきましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、その「るるぶ」作成ということで4万部ですね。625万円。あと、あわせて観光振興計画を今回見直ししたいということで、これらの費用も含まれております。

また、それらの印刷費、事務所借用費、光熱水費、通信運搬費等を今回計上しておりまして、 事務所、賃金等につきましては、その5名の方がほとんどこちらに来て作成をしていただくた めに、期間が6カ月ということですので、一部そういった賃金も家賃を事務所借用ですね、そういうことも今回計上しております。そういうことで、先ほど申し上げましたように、この5名につきましては今申し上げたとおりでございます。

また、第2点目の山あげ会館運営費でございます。80万9,000円を計上しておりますが、これにつきましては、山あげ会館の山あげミニチュア御存じだと思いますが、これを動かすコンプレッサーがもう耐用年数、本来専門業者に言わせますと8年が耐用年数だということでございまして、現在のコンプレッサーは12年経過しておりまして、かなり音が出ているということで、専門業者に見てもらいまして、いつコンプレッサーが故障してとまるかわからない状態だと。万が一このコンプレッサーが故障しますと、山あげのミニチュアが動かなくなります。そういうことで、今回、それらのコンプレッサー取りかえ修繕の費用ということで見ております。なお、指定管理をしております。この指定管理で50万円以上のこういった修繕等については市がやるということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(中山五男) 福田都市建設課長。
- **〇都市建設課長(福田光宏)** 私のほうから17ページの土木費の道路橋梁費、道路新設改 良費の中の道路整備費3,000万円について御説明したいと思います。

これは先ほどの提案理由にもありましたとおり、滝愛宕台線の用地買収費、補償費を考えております。現在、滝愛宕台線は測量調査を進めておりますが、物件の移転先の確保、移転作業等に時間がかかる見込みのある補償物件、さらには通行の安全を確保するため早期に移転したほうがいい物件等がありますので、道路改良事業が的確に進むように今回、用地買収費、補償費を計上したものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(中山五男) 5番久保居光一郎議員。
- ○5番(久保居光一郎) 今、説明をいただきました。まず、初めの質問の緊急雇用創出事業補助金1,958万円、これはつまりはほとんどが「るるぶ」というガイドブックをつくるために5人を雇用して4万部つくるのが、大体ほとんどこれに充てるわけですね。緊急雇用創出事業、それから、普通の雇用創出事業といろいろあるんだと思うんですが、これの使い方が物すごい下手なんじゃないのかなと。本市においては下手なんじゃないのかなというふうに考えるんですが、この対費用効果を考えてガイドブックをつくるために、つくるんですから、あちこち行って写真を撮るというのは当然でございますけれども、それが本当にプロの5人がやるのか。やるのであれば逆にプロの業者に委託しちゃえば、もっと安くできるんじゃないのかなというふうに私は思うんです。

その分をせっかく商工振興費に来ているわけですから、違う使い方がないのかなというふう に思うんですが、その辺のほかのお知恵は働かなかったのかどうかということをまず伺いたい と思います。

それから、観光振興計画を見直すんだと。これに対して150万円ぐらいということでありますけれども、これはどこか業者に頼むんですか。それともこの緊急雇用創出事業の中でやらせるんですか。その辺のところももう一度深くお聞きしたいと思います。

それから、2点目の山あげ会館のミニチュア山あげのコンプレッサーの新しい買いかえなんだということであれば、これは運営費じゃなくて山あげ会館の改修費とか設備費とか、そういう形の項目になってくるのではないのかなと私は思うんですが、その辺の項目的な書き方はそちらのほうのがむしろいいんじゃないのかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。それから、3点目については了解いたしました。

〇議長(中山五男) 髙橋商工観光課長。

**○商工観光課長(髙橋 博)** 緊急雇用の使い方は今回の緊急雇用につきましては、当然有利な全額国の事業でこういったすばらしいパンフレットがつくれるということで、非常に費用効果があるのかなと私どもは認識しております。

また、観光振興計画のほうはこの中で一緒にやるということで計画しております。

コンプレッサーの修繕の科目については、修繕ということでございますので、こういった科目で要求したということでございます。

以上でございます。

〇議長(中山五男) 5番久保居光一郎議員。

○5番(久保居光一郎) この緊急雇用創出事業、このお金は県からですか、来るのは。だから、私は県から来ても国から来てもやはり税金ですから、2,000万円近い金を何に使ったのが一番、どういうふうな使い方が一番いいことなのかということについて考えたときに、今の課長の説明の、ガイドブックをつくるために4万部のガイドブックをつくるために2,000万円近いお金を使っちゃう。こんなのは一般の業者に頼んだほうが安いですよ。恐らく3分の1ぐらいでできちゃいますよ、4万部つくるのに。

緊急雇用は緊急雇用ですから、緊急雇用の部分として同じ商工観光の中でも、もっと有意義な使い方はないのかということを聞いているわけでありまして、これをただ、このガイドブックをつくる人、5人、この5人というのはプロなんですか。その観光振興計画までをつくるということは、そういうプロの方なんですか。これは市外から来るんですか、市内の人なんですか。

それとあわせて、市長、どうですか。こういう緊急雇用創出、これはこのお金は県から来ま

すけれども、こういうお金の使い方を有効に使わないから、国も税金が足りない、地方も我々も税金が足りない。そういう中で、どういう生きた税金の使い方をしてくれというようなことが今、もちろん国民の中でもそうだし、我々市民の中でもそういう視点から考え直さなくちゃならないというときに、こんなガイドブック、つくることはいいことですよ。 4万部つくるのに 2,000万円近くもかけてつくる価値がありますか。それをちょっと市長にもお聞きしたい。

〇議長(中山五男) 大谷市長。

**〇市長(大谷範雄)** お答えをいたします。

この「るるぶ」のパンフレット等につきましては、既に実績がある県内市町が3市町あるというふうに聞き及んでおります。そのような実績をもとに、大変効果的な振興策だということでこの緊急雇用に入れたわけでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(中山五男) 久保居議員、3回目の質問がもう既に済みましたので。 髙橋商工観光課長。

○商工観光課長(高橋 博) 私のほうからもお答えしたいと思いますが、この緊急雇用創出事業の使い方なんですが、当初にある程度本市でどのくらい緊急雇用でやりたいということで県のほうにその総枠を申し込みしております。今回、県のほうでも各市町村で実際やって、国のほうから来る総枠が全額じゃなくて多少、今回、当初予算でいるいろ事業計画したところ、多少国から来ている総枠が余っているという情報を得まして、県のほうでぜひそういった事業に活用してくださいという内示も得たということで、今回、当然パンフレットも現在のパンフレットは今の現況に合っていないパンフレットでございますので、ぜひ新たなすばらしいものを市のパンフレットは市のPRの重要なものでございますので、そういったことで有利な緊急雇用を利用して、今回、このガイドブックをぜひ作成したいということでございます。

以上でございます。

11番平山 進議員。

**〇11番(平山 進)** 私は1つだけお願いしたいと思います。

23ページの総務費のところにJR鳥山線の小塙駅前の駐輪場、解体撤去というふうに書いてあるんですが、今あそこは本当に雨、また日よけする場所がなくて、この駐輪場があるがゆえに時間とかそういったものを調整する休憩の石にもなっているんですね。この辺のところを今度解体撤去するということ、そういったものをかわるものを考えているのかどうかということを伺いたいんですね。

今の学生を持っている家庭は、駅まで送り迎えしている家庭もあるんですね。そういったときに、雨が降らなきゃいいでしょうけども、雨、雪、そういったときに、待機する場所がないと、烏山線向上という言葉が逆転になってくるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の対策を考えているかどうか伺いたいと思います。

〇議長(中山五男) 粟野総務課長。

○総務課長(粟野育夫) お尋ねの件でございますが、小塙の駅前にあります駐輪場は2つあります。そのうちの1つが経年劣化しておりまして、倒壊のおそれがあるということなものですから、今回撤去したい。2つありますものですから、1つは今までどおりお使いになれますので、当面は需要が多ければまた別なんでしょうけれども、当面は新築するとかそこら辺までは考えておりません。

以上でございます。

〇議長(中山五男) 11番平山 進議員。

**○11番(平山 進)** ということは、今のままの状態を置くということですか。実は、皆様、耳にしているかと思うんですけれども、最近、半年ぐらい前かな、そんなにたたないか、あそこに誘拐未遂事件が発生したんですよ。駅前で女の子をワゴン車に乗せようとしたと。その子が危険を感じて民家に駆け込んで無事だったという話だったんですけど、最近、烏山警察署もパトロールが頻繁になってやっていたということを私も今、あの近辺にいますのでそういうふうな、逆に言えばそういうふうな落とし穴のある位置なのかなと。というのは、皆さん承知のように、無人駅でもうほとんど、夜には外灯がつきますけれども、本当に危険箇所なんですね。

まして、先ほど話したように、送迎する保護者が時間帯にずれてしまうと、学生がひとりぼっちで立っているという姿もよく見られるんですね。そういったものの防犯を兼ねて、やはりもう少し逆に防犯を重視した施設が必要なんじゃないかなと感じますので、撤去はしないでもらいたいなと。やはり少なくても駐輪場を利用している人がいる限り、利用向上のために残してもらえればありがたいと思います。

〇議長(中山五男) 粟野総務課長。

○総務課長(粟野育夫) 今の誘拐未遂の関係につきましては、初耳だったものですから、 ちょっとわからない部分があったんですけれども、先ほど申し上げましたように、小塙の駐輪 場は2つあるんですね。そのうちの1つが倒壊のおそれがあるということなので、地元とJR の要望に基づいて今回撤去するという形をとっておりますので、防犯電灯等をつけて防犯対策 を施すかどうかというのは、今後十分検討させていただきたいと思います。

〇議長(中山五男) 2番川俣純子議員。

**〇2番**(川俣純子) 2つ質問します。18ページの土木費の中の都市公園管理費、これは どこの公園なのか。都市というほど広いところがそんなにはないような気がするので、ちょっ とお伺いしたいのと。

その次のページの19ページの教育費の中の学校管理費、小学校管理費というだけで200万円もある場合と、荒川小学校、境小学校、烏山小学校とあるのに、七合と江川がないというのはどのような管理費の違いで出てきているのかを御説明いただきたい。

- 〇議長(中山五男) 川堀生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(川堀文玉)** 川俣議員の御質問にお答えいたします。

土木費公園費の都市公園管理費ということでございますが、実はこれ、大桶の運動公園が都市公園という名目で整備いたしました。こちらの管理で、今回は管理しておりました公園管理用の軽ワゴン車がエンジントラブルでそれらの修繕料、それから体育施設同様水道施設が凍結防止等がなされておりませんので、今回、その凍結防止の修繕を行うということで37万5,000円を計上したところでございます。

- 〇議長(中山五男) 大野学校教育課長。
- **〇学校教育課長(大野治樹)** それでは、川俣議員の2点目の質問についてお答え申し上げたいと思います。

学校管理費ということで、小学校管理費、それから個々には荒川小学校、境小学校、烏山小学校3校の学校費が計上されてございます。こちらは小学校管理費と申し上げましたものについては、教育委員会全体として予算計上したほうがいいと思うものについては、各学校にそれぞれ予算配分するのではなくて教育委員会が管理する費用として計上したものでございます。

下の荒川小学校、境小学校、烏山小学校の今回の予算計上については、それぞれ当初では想定できなかった修繕費であるとか、境小学校については外壁の剥離等による修繕費でございます。荒川小学校については、現在スクールバスのバス停の看板等が老朽化して劣化しているものですから、その更新の費用として看板の購入費用でございまして、烏山小学校については液晶テレビではない古いテレビがございまして、それらのビデオ等でまだ鑑賞できるということで残しておいたんですが、もうそろそろ使えないということでその処分の費用として30台分計上したものでございます。

それぞれ当初では想定できなかったものについて、各学校で予算計上したものについてそれぞれの学校ごとに出てきたもので、そのほか計上されていない学校については、現在のところ、 当初で想定したもので予算が足りているという状況にございます。

以上でございます。

〇議長(中山五男) 2番川俣純子議員。

- **〇2番(川俣純子)** 各学校はわかりましたけど、小学校管理費として教育委員会で分けに くいというのは、どのようなものなんでしょうか。具体的な大きな名前でもいいんですけど、 きっとものではないんだなという感じはするんですけど、例えばELTの先生の何かとか、そ ういう1校の学校だけではない費用なのかどうかを説明していただきたい。
- 〇議長(中山五男) 大野学校教育課長。
- **〇学校教育課長(大野治樹)** 川俣議員御指摘のとおり、そういった費用で、今回計上されておりますのは、境小学校の講師の賃金と共済費の計上でございまして、人件費等でございますので、各学校というよりは教育委員会の費用として人件費の管理をしたいということで計上したものでございます。
- **〇2番(川俣純子)** 了解しました。
- 〇議長(中山五男) 9番板橋邦夫議員。
- **〇9番(板橋邦夫)** 2点ほどお伺いしたいと思いますが、23ページ、建設工事一覧表、 総務費の中の烏山庁舎内非常灯のバッテリー交換工事、この内容。

土木費の野上地内の虻塚滝原線の道路配水施設整備工事、これは先ごろ陳情がありまして建設委員会で採択になって今度予算化されたと思いますが、この工事の内容ですね。何メートルぐらいで工事費がどのぐらいなのか。工事はいつごろになるのか。5点ですね。この点ちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇議長(中山五男) 福田都市建設課長。
- **〇都市建設課長(福田光宏)** 私のほうから虻塚滝原線の工事内容について御説明させていただきます。

今回は側溝の整備を考えております。100メートルを考えております。側溝の整備なものですから、下流からといいますと国道294号線のほうから整備をしたいというふうに考えております。発注する時期はこれから設計をしてやるんですが、やはり水のない時期がいいと思いますので、12月以降3月までには完成したいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(中山五男) 粟野総務課長。
- **〇総務課長(粟野育夫)** 庁舎内の非常灯等バッテリー交換工事でございますが、震災時、 避難誘導灯というんですか、それがつきませんので、今回、新たに交換するものでございます。
- 〇議長(中山五男) 9番板橋邦夫議員。
- **〇9番(板橋邦夫)** 大体了解したんですが、虻塚滝原線、工事は水のない時期にやるということなんですが、非常にあそこの道路は狭いんですよね。ですから、多分通行どめなどの表示も必要になるかなと思うんですが、その点どのように考えておられますか。

- 〇議長(中山五男) 福田都市建設課長。
- **〇都市建設課長(福田光宏)** 幅員は狭いのはわかっていますが、側溝の入れかえということなものですから、片側通行でやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(中山五男) 9番板橋邦夫議員。
- **〇9番(板橋邦夫)** 片側通行、これ大丈夫ですかね、通行ね。非常に厳しいような気がするんですが。
- 〇議長(中山五男) 再度の御答弁をお願いします。 福田都市建設課長。
- **〇都市建設課長(福田光宏)** 幅員は狭いのはわかっているんですが、全面通行どめにするといろいろ支障があると思いますので、もし、通行どめするときも、通行する車があればよけて通させるような形でやっていきたいと思います。野上から滝に抜ける道路ということで、結構車が通るんですね。ですから、大型は無理なんですが、乗用車は通させたいというふうに思っております。

以上でございます。

- **〇9番(板橋邦夫)** 了解しました。
- 〇議長(中山五男) 1番田島信二議員。
- ○1番(田島信二) 2点ほどお伺いします。

環境対策事業費681万円があるんですけど、これはどういう事業なのか。

あと1点、農村環境改善センター運営費108万円というのがあるんですが、これの使い道はどこにあるのか。よろしくお願いします。

- 〇議長(中山五男) 小川環境課長。
- **○環境課長(小川祥一)** それでは、15ページの環境対策事業費681万円の事業内容について御説明をさせていただきたいと思います。幾つかの事業が入ってございます。まず、小貝川池ばっ気ポンプの電気料ということで、9月から電気料が上がるということで7万4,000円ほどの増額をさせていただいているところです。

あと、自動車騒音評価業務ということで、5カ年間で権限委譲で県のローテーションを引き継ぎながら年度割でやっていくわけですけども、当初の初年度が結構な金額になるということなので、あとはデータ移行、県のデータを今度は市のほうにもってきてそれを入力する。あとはデジタル地図を購入しなくちゃなりませんので、それで、備品購入費と委託料を合わせまして108万7,000円。

あとはエネルギー対策事業費ということで、メガソーラーの関係の打ち合わせ旅費で9節の

ほうで3万5,000円、残りが19節のほうでございまして、7月末現在で47件ありまして、不足額が111万3,000円ありまして、8月以降、当初は4キロワットぐらいじゃないかなと思っていたところなんですけども、結構平均すると大きいということで5キロワットで30件をプラスしまして、合計しまして564万8,000円ということで、そういう事業でエネルギー対策事業費は進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議長(中山五男) 川堀生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(川堀文玉)** ただいま田島議員から農業改善センターと、聞きなれない表示でございますが、こちら、現在の南那須公民館でございますが、農林予算でこの建物建設しておりまして、まだ、設置及び管理条例等もありますので、名称としてはこれを使わせていただいておりますが、現在の南那須公民館でございます。

今回、その中の多目的室といいまして、いわゆる体育フロアーですね、バドミントン等できる体育フロアーの一番高いところにあります排煙装置が開閉ができない状態になりまして、今現在、あいた状態なんですが、これを職員が高いはしごで外からしめようとしたんですが、もう既に動かない状態であいたままということで、この建物、昭和60年に建築しておりまして、その後あまりメンテナンス等もされていなかった。それから、中のチェーン等も腐食しているというようなことで、今回それらを全面的に改修するということで97万7,000円を予算措置したところでございます。

また、2階の研修室にやはり公民館利用団体の中で音楽等の団体もございまして、その団体 からの要望で今回電子ピアノを設置するということで、10万3,000円ほど予算措置した ところでございます。

以上でございます。

南那須公民館は南那須図書館のすぐ東側のところでございます。

- **〇1番(田島信二)** 了解しました。
- ○議長(中山五男) そのほか質問ありますか。

3番渋井由放議員。

**○3番(渋井由放)** どうも最後のようでございます。ちょっと確認、まず歳入の件で確認をさせていただきたいと思います。

11ページになりますでしょうか。一般会計に特別会計から繰入金、介護保険特別会計繰入 金1,271万3,000円、これが入ってきております。これがどんな内容なのか。

次に、基金繰入金、これは東日本大震災復興推進基金繰入金、当初3,600万円ありましたが、これが561万3,000円、これがソーラーのほうへ回るものなのかなと思いますけ

れども、それと次が14ページになりますか、農地費、市の単独土地改良事業費ですね。どのような形でこの土地改良事業を行うのか。あと7番の地質調査費というのがありますが、これが159万円ですね。減額になっております。どのようなことで減額になったのかなというようなことでございます。

あとは20ページに学校給食センターの施設整備費ということで当初予算6億713万4, 000円ありましたが、今回320万円またついた。どのような整備なのか教えていただきた いと思っております。

それと、23ページに総務費の中に寄贈藤棚設置工事費というのがあるんですが、藤棚をどちらかから寄贈されて新たに設置するのかなというふうに読みとったんですが、この辺のところをちょっといろいろお知らせいただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(中山五男) 網野健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(網野 榮)** 御質問の介護保険特別会計繰入金1,271万3,000円でございます。こちらにつきましては、平成23年度の一般会計から介護保険会計に繰り入れしている部分、こちらのほうが給付の見込みに伴って概算で平成23年度に出ております。そちらの分が最終的に額が確定しておりますので、平成24年、こちらの会計でそちらを精算するということで繰入をするものでございます。

中身としましては、前年度の給付確定に伴っての繰り入れということで返還分となります。 そういうことで、詳細については介護給付費の市負担分が780万円、端数は省略します。それから、地域介護支援事業に係る市負担分、それからもう一つが、地域介護支援事業の市負担分ですね。それから、事務費、人件費、こちらをそれぞれ計算をしまして、平成23年度に概算で出ておりますので、確定に伴って精算をして、1,271万3,000円、こちらを一般会計のほうに戻すというものでございます。こういった精査については毎年度継続的に続くというものでございます。

以上です。

- 〇議長(中山五男) 坂本総合政策課長。
- 〇総合政策課長(坂本正一) 観光推進基金の繰入金につきまして御説明申し上げます。

御指摘のような年度当初に3,600万円の繰入を予定しておりました。これは被災宅地の 復旧工事助成金3,000万円と太陽光発電の設置補助600万円でございました。今回、先 ほど環境課長のほうから説明がありましたように、太陽光発電の設置補助をさらに増額補正い たしたことに伴いまして、基金からの繰り入れを行うものでございます。

〇議長(中山五男) 堀江農政課長。

**〇農政課長(堀江豊水)** それでは、農林水産業費の市単独土地改良事業につきまして、お答え申し上げます。

箇所数につきましては4カ所でございます。烏山土地改良区の水路、田んぼ関係で1カ所ずつ、水路が157万7,000円、田んぼののり面関係が24万9,000円、それから、上川井自治会の道路補修ということで13万9,000円、端数がつきますが、それから、三箇中自治会のほうで道路補修をしたいということで60万7,000円、いずれも補助率50%ということで市単独土地改良事業として執行するものでございます。

以上です。

- 〇議長(中山五男) 福田都市建設課長。
- **〇都市建設課長(福田光宏)** 私のほうから、先ほど御質問があった地籍調査事業の件について御説明したいと思います。

農林水産業費農業費地籍調査費の地籍調査事業なんですが、この事業につきましては、業務委託料が安くなったための減でございます。理由としましては、旧南那須地区と旧烏山地区を従前は2工区で発注しておりましたが、本年度より事務の合理化のために1工区にしております。そのために経費が安くなっておりますので、159万円の減ということでございます。以上です。

- 〇議長(中山五男) 大野学校教育課長。
- **〇学校教育課長(大野治樹)** それでは、私のほうから20ページの学校給食費について御説明申し上げたいと思います。

320万円の補正ということでございますが、こちらはかねてから懸案となっておりました 南那須給食センターの解体について、今回、設計委託を出すものが120万円、それから、烏 山小学校、烏山中学校の共同調理場の解体及びその解体後の外構ということで、こちらの委託 費が200万円ということで、2件の委託費、合計320万円を計上したものでございます。

- 〇議長(中山五男) 粟野総務課長。
- ○総務課長(粟野育夫) 23ページの保健福祉センター駐車場寄贈藤棚設置工事でございます。本年、藤田地内に住む方から三尺フジ、1メートルほど房が垂れ下がる珍しい藤なんですけれども、それの寄附採納がありまして、健康福祉センターの1つの名所にしたいということもありまして、その場所に藤田地内から移植及び藤でありますので藤棚を設置する費用として44万9,000円を計上したものでございます。

以上です。

- 〇議長(中山五男) 3番渋井由放議員。
- **○3番(渋井由放)** 済みません、1つ忘れていまして、今の説明で大まかわかりましたん

ですが、災害復旧費を減額をして、また新たにくっつけたのがありましたね。 21ページですか、農地災害復旧工事が 36751,000円減額をし、農業用施設災害復旧工事費で 26056,000円、そしてこの減額では 15051,000円ですか、こういうふうになって、基本的にこの話の内容は災害復旧が終わって、きちんと精算されたのが 36751,000円マイナスになっていて、新しく災害復旧工事を行う。 新規といいますか、それが 26056,000円だということで、これがそうかどうかわかりませんが、この後出てくる議案の中に 3カ所ほど、平成 24年度農業用施設災害復旧事業の施行についてという議案第 12号、出てまいりますが、これと関連があるのか。また、関連がないとすれば、どんな災害復旧なのかをちょっと知らせていただければと思います。

〇議長(中山五男) 堀江農政課長。

**○農政課長(堀江豊水)** 20ページの関係でございますが、上は農地災害復旧事業でございまして、執行が余ったといいますか、残が出てきたということで減額補正でございます。さらに、下は農業用施設でございまして、これらに関しましては今度は足りなくなってきているというようなことで、農業施設と農地の入れかえのような形、予算的にはですね、そういう形になってきます。さらに、次の議案第12号とはまた別個でございます。そういうことで御理解いただきたいと思います。

〇議長(中山五男) 3番渋井由放議員。

**○3番(渋井由放)** よくわかりました。今ある災害復旧の中でのやりとりと、新しいやつではないよということですね。

それでは、南那須給食センターは土地を借りているということで、当然解体すればお返しするということになるとは思うんですが、その今までの契約の問題ですぐ返せるのか返せないのか、その辺の交渉をしなければということで前の質疑の中にあったかと思うんですが、その後進展はあるのかないのか。その辺をお伺いしたいと思っています。

〇議長(中山五男) 大野学校教育課長。

**〇学校教育課長(大野治樹)** これまでの質問等で地権者との協議ということでお話を申し上げました。現在、地権者と何回か折衝しまして、返却についておおむね同意をいただいているところでございます。

今後は最終的にどういった形でお返しするかというところの詰めのところまで入ってきておりますので、おおむね返却は年度内にお返しするということで御同意をいただいているような 状況にございます。

今後、南那須給食センターにつきましては、この設計委託が完了して費用の概算が出ました ときには、12月議会等に解体費用の予算について計上したいと考えておりますので、御理解 を賜りたいと思います。

〇3番(渋井由放) 了解しました。

○議長(中山五男) そのほか質問ございますか。

[「なし」の声あり]

**○議長(中山五男)** 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を 打ち切ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第4号までの4議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第14 議案第1号 一般会計補正予算第3号について、原 案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第2号 介護保険特別会計補正予算第1号について、原案のとおり 決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第3号 簡易水道事業特別会計補正予算第1号について、原案のと おり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第4号 水道事業会計補正予算第1号について、原案のとおり決定 することに御異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

- ○議長(中山五男) ここで先ほどの質問に対して税務課長から答弁をさせます。
- **〇税務課長(澤村俊夫)** 先ほど議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正の中で御質問が あった中で答弁ができなかった点につきまして、御説明申し上げます。

2点ございました。1点は、渋井議員から市民税の均等割500円値上げに伴って、市全体では幾ら値上げになるかという点でございましたが、平成23年度の決算をもとに計算しますと、およそ590万円というところかと思います。

2点目の平塚議員から退職手当について減額をするのをなくした場合に、市として幾ら増税になるかというお尋ねでございましたが、これを退職者の人数とか退職金の金額によりまして非常に算出は難しいんですけれども、一応平成23年度の決算ベース136人退職、1,281万7,800円という税額をもとにしますと、その約1割弱ということで100万円程度増税になるかなというふうに考えてございます。あくまでもこれは平成23年度ベースということでございますので多少前後することがあるということで御了解いただきたいと思います。以上です。

- 〇議長(中山五男) 先ほど12番佐藤議員からの質問の中で、高齢者の人数等について清 水危機管理室長から答弁をさせます。
- **〇危機管理室長(清水敏夫)** 平成23年の交通事故の発生状況のうち、高齢者の割合について、警察署調べでございますが、報告いたします。

まず、件数、先ほど61件と申しまして、そのうち65歳以上の高齢者が原因者となった事故が14件でございます。率にしますと23%。死亡者1名はやはり65歳以上の高齢者の方です。負傷者につきましては総数81名と言いましたが、そのうち65歳以上が42名ということで51.8%。なお、物件事故件数等についてはちょっと把握はできていないということで、非常に負傷者等高齢者の比率が高くなっているのが状況でございます。

以上です。

**〇議長(中山五男)** ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時36分

○議長(中山五男) 休憩前に引き続き再開いたします。

# ◎日程第18 議案第12号 平成24年度農地農業用施設災害復旧事業の施行について

〇議長(中山五男) 日程第18 議案第12号 平成24年度農地農業用施設災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

#### [市長 大谷範雄 登壇]

**〇市長(大谷範雄)** ただいま上程となりました議案第12号につきまして提案理由の説明 を申し上げます。

本案は、平成24年5月2日から3日にかけて発生をいたしました5月豪雨災害によりまして被害を受けました農地農業用施設の災害復旧について、市事業として施行いたしたく、土地改良法第96条の4において準用する同法第49条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、農政課長より説明をさせますので、御審議をいただきまして、可決、 御決定を賜りますようにお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

- 〇議長(中山五男)次に、担当課長の詳細説明を求めます。堀江農政課長。
- **〇農政課長(堀江豊水)** 命によりまして、詳細に説明させていただきます。

今回は3本の工事でございます。1つ目につきましては、八ヶ代地内の田んぼでございます。 ふとんかご工で延長38メートルということでございまして、査定額で266万7,000円、 これは査定を受けた金額でございます。

それから2本目としまして、同じく八ヶ代地内でございます。道路のブロック積み工 10メートルでございます。事業費的には149万1,000円ということでございます。

3本目が向田地内の頭首工でございます。66メートル、これにつきましては川の深さが1. 5メートル以上ということでございまして、従来の木工沈床による方法ではなく、多段石積み堰というコンクリートの堰をつくるという工法でございまして、事業費査定が3,591万円ということで、この3本を施行させていただきたいということでございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〇議長(中山五男) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

以上でございます。

- **〇17番(平塚英教)** 5月3日の豪雨災害による農地農業用施設の災害復旧工事でございます。それぞれ金額が出されましたけども、おおむねいつごろ工事が始まって、いつごろ完成するというような計画なのか、内容について御説明をお願いします。
- 〇議長(中山五男) 堀江農政課長。
- ○農政課長(堀江豊水) 申し上げました八ヶ代地内の田んぼ並びに道路につきましては、 今期にでもとりかかれると思いますが、3本目の向田の堰につきましては、やはり渇水時期に なろうかと思いますので、11月ごろに施行というふうな形になるかと思います。
- O議長(中山五男) 平塚議員よろしいですか。そのほか質問はございませんか。 3番渋井由放議員。
- **○3番**(渋井由放) この災害復旧工事ですが、地震だとか、9月でしょうか、災害でもいろいろな規定があるようですね。激甚災害なんていうのもありまして、それがあると地元の負担が非常に少なくなるということかなと思うんですけれども、これの災害については、どんな地元負担が発生するのか。いわゆる激甚災害でほとんどゼロでできるというのが一番いいんですけれども、そういうのにはならないのかなというふうに思うんですが、どんな場合なんでしょうか。
- 〇議長(中山五男) 堀江農政課長。
- **〇農政課長(堀江豊水)** これにつきましては、激甚の適用は受けられないというふうに理解しておりますので、地元の負担が2分の1程度発生するものというふうに考えております。
- 〇議長(中山五男) 3番渋井由放議員。
- **〇3番(渋井由放)** これ、2分の1、50%。違うよね。
- 〇議長(中山五男) 堀江農政課長。
- **〇農政課長(堀江豊水)** 失礼しました。市単独の補助と勘違いしまして、これは国の査定でございますので、場所の金額、事業費にもよりますと思いますが、7割、8割の援助が得られるというふうになろうかと思います。
- 〇議長(中山五男) 3番渋井由放議員。
- ○3番(渋井由放) 国の補助をいただいて、あと県の補助も入るんでしょうかね。どういう流れになるか、国庫補助でやるんでしょうけれども、この3,500万円というと、仮に1割負担だと350万円、2割負担だとその倍ですから700万円。そうすると、こちらの田んぼの面積がどのぐらいあって、地元の皆さん、何人いるかわかりませんけれども、農地、これはみんなの協力でやらなくちゃならないからやるなんていうことであればいいんですけど、

これだけ金かけるんだったらば、田んぼつくらないほうがいいよなんていうことにならないように、ひとつ大変なことだとは思うんですが、御努力をいただいて、できる限りこのお金を上手にもらってきてもらうようにお願いをしたいと思います。答弁は結構です。

〇議長(中山五男) 13番小森幸雄議員。

**○13番(小森幸雄)** 農業用の災害復旧事業でありますが、この事業量について若干聞きたいんですが、例えば1番にあります八ヶ代のふとんかご工で266万何がしかかるということで、Aイコール0.2~クタールというのは簡単に言えば2反歩のために266万円をかけて災害復旧をやるんだと。こういうふうな理解でよろしいのか。あるいはもっと地域面積があるのか。どちらですかというのが私の質問。

2番目は道路ですから、これはわかります。149万円掛けてブロック積みを10メートル やるんですよと。

3番目についてでありますが、今、渋井議員からも御指摘があったように3,591万円という巨費を投じてやる仕事でありますから、木工沈床ではだめだから、今度はコンクリート、石ですか、多分コンクリート、テトラポットみたいなやつを沈めるのかなと想像はできます。

この66メートルの川幅を1メートル50の浸水、いわゆる深さがあるがためにこういう工法をやるという説明でありますが、要はこの地域面積が何ぼあるのか。これを聞きたいわけでありまして、当然お示しをいただきたいと思います。

〇議長(中山五男) 堀江農政課長。

〇農政課長(堀江豊水) 1つ目のふとんかごにつきましては、その田んぼの土手の補修で ございますので、面積的には0.2~クタールということでございます。あとは向田の堰につ きましては、中河原のほうの一帯の水でございますので、30町歩ぐらいはあるのではないか なというふうに。正確な面積は調べておりませんが。

〇議長(中山五男) 13番小森幸雄議員。

**〇13番(小森幸雄)** やるにしてもちゃんとした面積がわかっていないと、受益者負担は 発生しないという理解でいいんでしょう。結局面積がわからないということはとれないからね。 私はそういうふうに理解します。

このふとんかごでやる1番について、わずか2反歩で265万円かけたら田んぼ買えちゃうからね。そういう論法もありますが、どうしてもこれ、災害復旧でやるんだとなれば、これは多分地権者1名でしょう。その辺の投資対効果をよく精査をして、やるにしても復旧ですから、これは国の金で全部やれるんだからいいですが、受益者負担も発生するとすれば、ちょっと考え方を変えたほうがいいのかなと私は思います。

以上です。

○議長(中山五男) 答弁はよろしいんですか。

堀江農政課長。

- **〇農政課長(堀江豊水)** 大変申しわけありません。面積等につきましても再度把握するように努力してまいります。勉強してまいりますのでよろしくお願いいたします。申しわけありませんでした。
- 〇議長(中山五男) 18番樋山隆四郎議員。
- **○18番(樋山隆四郎)** 事業費査定が3,591万円というけれども、補助率が70%から80%というのでは、これは農事組合では負担し切れないよ、これ。こんなかかるの。この金額でオーケー出たの。そうすると、これ、地元負担2割なんていったら大変な金額になる。そうじゃなくて、これ、もうちょっと補助率が高いんじゃないのかい。9割とか90%か95%にならない。正確なところ、これよく調べてもらいたい。

それともう一つは、この石積みなんだけれども、これは木床にブロックを入れるんだろう。 そういう工法じゃないの、これ。今までの半分からもっと堰の幅はあるんだろう、200メートル以上。それで半分は結局木床の中にブロックというかコンクリートを四角のやつを入れて、今までこういうふうに段で積んできたわけ。同じ工法を使わなければ片方は違う工法でやるの。 そういうふうになるの。そうすると同じ工法でやらないの。その辺、ちょっとよく担当者が……。

- **〇議長(中山五男)** ちょっと待ってください。質問は終わりましたか。
- **○18番(樋山隆四郎)** それで、その石積みの方法は半分はそうすると、今度はコンクリートで固めていくの、階段式に。そうじゃなくて、今まであった既存の残りの66メートルの残りの部分は、木床っていって井桁に組んで、そこの中へ四角のブロックを4個入れるんです。そして、次から次へ段階的にやっていくというそういう工法なんです、今までが。

それを同じように踏襲するのかしないのか。コンクリートでこういう段差をつくってから、またちょっと違うので、その辺のところのシステムをはっきりしてもらわないとわからない。 そこを聞いている。

- 〇議長(中山五男) 堀江農政課長。
- **〇農政課長(堀江豊水)** 補助率につきましては今、調べたいと思います。木工沈床の木工の部分、断面図を見ますとその部分をコンクリートでやるということです。木のかわりにコンクリートを使うという断面図でございます。

ですので、周りの木工沈床で木を使っている部分とは若干違うふうになろうかと思いますが、木のかわりにコンクリート柱を使う。そういう工法というふうに聞いております。

〇議長(中山五男) 18番樋山隆四郎議員。

○18番(樋山隆四郎) 木の部分をコンクリートでつくる。そうすると、ブロックが入るのではなくて、そこは全部コンクリートでやった部分にコンクリートブロックを入れるわけですか、木のかわりに。木のかわりって、その木というのはどういうやつかというと、さっきいったように井桁に組むんです。井桁に組んで、その中に四角のブロックを4個入れる。そして、1個ずつずらしていくんです。そうすると、段差は1メートル50ごとに段差がちゃんと乗るようになる。そうじゃなくて、木の部分をコンクリートということになると、4本だと木の部分を入れたって、もう一つ井桁の部分もコンクリートの木のようなものでやるわけ。ちょっとそのコンクリートで4つのブロックがあるので、今の説明だと、木の部分をコンクリートにかえるというけど、その辺がちょっと理解できない。

どういうふうにやるのか。災害復旧だから、これは。現況に復旧するような事業でしょう。 災害復旧というのはみんなそうだよ。現状に復旧するんだから、壊れた部分を。だから、恐ら く今までと同じような方法でやるんじゃないかと思うんだけど、そうじゃないんですか。それ で三千五百何十万円もかかっちゃうの。補助率は調べてくるにしても、これ、ちょっとその辺 のところが引っかかるのでちょっと聞いてみたいんだが。

- 〇議長(中山五男) 堀江農政課長。
- 〇農政課長(堀江豊水) 私も図面は見ております。担当課長から見ておりますが、説明は木の部分を全てコンクリートでやるというのが、この多段石積み堰工というんですか、という説明を受けておりますので、木工沈床の木の部分は全てコンクリート、段差の部分は全て同じですが、木工沈床の木の部分もコンクリート柱で強化するという工法だそうですので、御理解いただきたいと思います。

それと、補助率につきましては、追加の査定等も受けまして90%ということです。申しわけありませんでした。

- 〇18番(樋山隆四郎) 了解。
- **〇農政課長(堀江豊水)** 受益面積はさっき御指摘いただきましたように、約20~クタールということでございますので、御了承いただきたいと思います。
- ○議長(中山五男) これで答弁が終わりました。ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(中山五男)** 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を 打ち切ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中山五男) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第12号について、原案のとおり決定することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決いたしました。

## ◎日程第19 議案第13号 平成23年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰 余金の処分について

〇議長(中山五男) 日程第19 議案第13号 平成23年度那須烏山市水道事業会計未 処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

## [市長 大谷範雄 登壇]

**〇市長(大谷範雄)** ただいま上程となりました議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。利益の処分につきましては、従来は地方公営企業法第32条の規定に基づき、法定積立金の処分率が規定をされておりました。しかし、同法の一部改正に伴いまして、平成24年4月1日からこの規定が廃止をされましたことから、議会の議決を経て利益の処分を行うものであります。

主な内容は、平成23年度水道事業決算書の損益計算書におきまして、当該年度純利益は3,928万8,970円でありますが、この約1割相当となる390万円を減債積立金に積み立て、未処分利益剰余金の当該年度末残高7,860万7,772円から減債積立金を差し引いた7,470万7,772円を次年度へ繰り越すものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議をいただ

きまして、可決、御決定を賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせて いただきます。

○議長(中山五男) 次に担当課長の詳細説明を求めます。 桶山上下水道課長。

**〇上下水道課長(樋山洋平)** ただいま上程となりました議案第13号 平成23年度那須 島山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、説明を申し上げます。

ただいま市長の提案理由で申し上げましたとおり、水道事業会計未処分剰余金の処分につきましては、従来利益処分については地方公営企業法第32条第1項の規定に基づき、法定積立金として減債積立金、あるいは利益積立金の処分率が利益から欠損金を引いた残額の20分の1以上を積み立てることと規定されておりましたが、地方公営企業法の一部改正に伴い、本年4月からこの規定が廃止されました。

その結果、法第32条第2項の規定に基づきまして、地方公共団体の条例で定めるか、議会の議決を経て行うこととなりました。これに伴いまして、本市では平成23年度の水道事業会計の当該年度利益剰余金は3,928万8,970円であり、この当該年度の純利益の1割相当の390万円を減債積立金として積み立てたく議案として提案いたします。

以上、議案第13号 平成23年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、詳細説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長(中山五男) 以上で提案理由の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

3番渋井由放議員。

○3番(渋井由放) 当初改正20分の1以上ということで、企業会計の関連の法令で定められていたというところですが、20分の1から今回は1割で390万円になったわけなんですが、何で1割になったのか。これ、そこをちょっとお伺いをしたいという、根拠といいますか、1割にしたのはどんな根拠があったんだろうかというのをちょっとお尋ねをしたいと思います。

〇議長(中山五男) 樋山上下水道課長。

**○上下水道課長(樋山洋平)** 1割にしたという根拠は特別ございませんが、本市の水道事業の企業債の残高が41億円以上ございまして、まだまだ減債基金が足りないということから、今回、20分の1以上というふうな、今まで大体その程度の率で減債基金に積み立ててございましたが、今後1割程度を積み立てたいというふうに考えて、390万円を今年度未処分剰余金の減債積立金として積み立てたいと考えたところでございます。

〇議長(中山五男) 3番渋井由放議員。

- **○3番(渋井由放)** 算出根拠は余りないんだけど、とりあえず多くのお金を積み立てましょうと。それで借金を返すのに一生懸命頑張りましょうということでいいのかなというふうに思いましたが、今後もどんどん積み立てをしていって、それが1割が2割とかそういうようなことまで考えられるのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。
- 〇議長(中山五男) 樋山上下水道課長。
- **○上下水道課長(樋山洋平)** 今後も剰余金は未処分利益剰余金が発生した場合、少なくとも1割以上は積み立てたいと考えております。 以上です。
- 〇3番(渋井由放) 了解しました。
- 〇議長(中山五男) 17番平塚英教議員。
- ○17番(平塚英教) 議案第13号でございますが、平成23年度の水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてということでございます。これまでは決算の処分の中でこれが決められていたんですけれども、平成23年度の7月1日からこれまでの決算での処分については、市町村の裁量でそのような未処分利益剰余金の処分をすることができるということでありますけれども、決算書の403ページに当年度未処分利益剰余金というのがこの金額ですね。7,860万7,772円ということでございますが、その上に減債積立金というのが2,610万円あるわけですけども、この390万円はこの中に入っているという考え方なんでしょうかね。その合計がこの利益剰余金合計で1億470万7,772円というふうになるのかなと。このように見たんですが、今までのやり方と違うものですから、ちょっとまごついているんですけど、その辺の今回、市町村の裁量で処分を進めることができるというふうになったことに伴って、今までと違ってどのように処分の裁量を変えていこうというふうにしているのか。その辺ですね、全体の流れを説明いただきたいなと思います。
- 〇議長(中山五男) 樋山上下水道課長。
- **○上下水道課長(樋山洋平)** 決算書の403ページの下のほうにあります利益剰余金のイの減債積立金の2,610万円につきましては、平成23年度までの積立金でございまして、今回、提案しております390万円を加えますとちょうど平成24年度には3,000万円の減債積立金ということになります。

それで、今回の地方公営企業法の改正に伴いまして、従来資本剰余金等は取り崩しができないということになっておりましたが、資本剰余金につきましても議会の議決を経て処分できるというようなことになりました。

幸い那須烏山市の水道事業については現在欠損はありませんので、処分する必要もございませんので、そういう心配はないかなというふうに考えております。

以上でございます。

〇議長(中山五男) 17番平塚英教議員。

**○17番(平塚英教)** そうしますと、この403ページにある減債積立金2,610万円ですね、これは平成23年度末という考え方でいいですよね。そこに平成24年度分390万円をそこに積み足すということになるわけですよね。恐らく平成24年度の決算には、その合計になった金額がこの減債積立金に乗っかってくるということになりますね。わかりました。

○議長(中山五男) ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(中山五男)** 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を 打ち切ることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 次に、賛成討論の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(中山五男) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第13号について、原案のとおり決定することに御異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第20 認定第1号 平成23年度那須烏山市一般会計決算の認定 についてから日程第28 認定第9号 平成23年度那須烏山市水道事業決算の認定について は、いずれも平成23年度決算でありますので、一括して議題としたいと思いますが、御異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

◎日程第20 認定第1号 平成23年度那須烏山市一般会計決算の認定について

- ◎日程第21 認定第2号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の 認定について
- ◎日程第22 認定第3号 平成23年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について
- ◎日程第23 認定第4号 平成23年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- ◎日程第24 認定第5号 平成23年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について
- ◎日程第25 認定第6号 平成23年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- ◎日程第26 認定第7号 平成23年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について
- ◎日程第27 認定第8号 平成23年度那須烏山市簡易水道特別会計決算の認定 について
- ◎日程第28 認定第9号 平成23年度那須烏山市水道事業決算の認定について
- ○議長(中山五男) よって、認定第1号から認定第9号の決算の認定については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

## [市長 大谷範雄 登壇]

**〇市長(大谷範雄)** ただいま一括上程となりました認定第1号から認定第9号までの提案 理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号は、平成23年度那須烏山市一般会計及び特別会計決算の認定についてでございます。平成23年度は、4年目を迎える市総合計画「ひかり輝くまちづくりプラン」の実現に向けて計画から実行の年と位置づけ、一般会計当初予算127億6,800万円の積極型予算を編成をいたしました。

しかしながら、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災、9月の台風15号豪雨災害によりまして、本市にとっては近年にない甚大な被害を受けました。このため、当初予算を一部凍結し、また、財政調整基金を取り崩すなどして災害の復旧にあたってまいりました。また、国からも震災復興特別交付税措置や震災復興基金等の財政的援助を受けたところであります。

このような状況の中で、平成23年度の決算状況がまとまりましたので、御報告をするものであります。歳入につきましては、長引く景気の低迷等によりまして市税収入が前年度とほぼ同額でございまして、地方交付税は新たに震災復旧特別交付税が措置をされたために増額となりました。

市債では学校施設整備、道路整備、消防庁舎整備等に伴う合併特例債や災害に対応した施設整備のための緊急防災減災事業債等が増額となっております。今後はさらなる自主財源確保のため、税の税収対策等などなお一層努力をしてまいる所存であります。

歳出につきましては、大震災の復旧を優先とするため、被災者の救済やライフラインの復旧等に努めるとともに、台風豪雨の復旧を優先をしてまいりました。また、合併特例債を活用した鳥山小学校、鳥山中学校校舎改修事業、消防庁舎整備事業、あすなろ作業所整備事業、B&Gプール改修事業等は完了しましたが、道路整備事業5路線につきましては、災害等の影響で翌年度に繰り越しをいたしました。

少子高齢化に伴う社会保障経費の増加などによりまして、財政運営は引き続き厳しい状況にはございますが、市民に身近な行政サービスを提供する行政の重要性はますます高まっておりますことから、引き続き一体感の醸成と均衡のある発展を図るためのまちづくりを目指し、合併関連事業を積極的に実施をしますとともに、雇用対策、少子高齢化対策、福祉対策の充実などに重点的に取り組んでおります。

なお、平成24年度以降は、大震災の教訓を踏まえ、市総合計画後期計画を策定しますとと もに、公共施設再編整備計画、行財政改革アクションプラン及び中長期財政計画を策定をして まいりたいと考えております。

平成23年度一般会計の決算状況を申し上げます。歳入総額147億5,125万5,093 円、前年度比が9.1%増となっております。歳出総額141億7,503万4,446円、前 年度比9.8%の増となっております。歳入歳出差引額5億7,622万647円、翌年度へ繰 り越すべき財源1億9,550万7,000円、実質収支額3億8,071万3,647円。

決算処分といたしまして、財政調整基金への積立額1億5,000万円、市有施設整備基金への積立額1億円、平成23年度の純繰越金は1億3,071万3,647円、予算額に対する収入割合は94.5%でありまして、支出割合は90.8%であります。

ここで、歳入歳出状況につきまして主な内容を御説明申し上げます。まず、歳入についてでございます。市税は30億2,786万3,000円と、前年度とほぼ同額であります。これらは長引く景気の低迷によりまして、個人所得の減少、企業収益の悪化等が主な要因であります。また、地方譲与税は対前年比2.1%の減、ゴルフ場利用税交付金は21.2%の減、自動車取得税交付金は24.2%の減といずれも減額となりました。

地方交付税は、東日本大震災復興特別交付税分が増額されたことによりまして、対前年比3億6,044万円、7.7%増の50億5,519万2,000円でございます。なお、本市は合併をしているために、平成27年度までの10年間の特例措置といたしまして、一本算定と合併算定替を比較をいたしまして、有利な額が交付をされております。

国庫支出金は、公立学校施設整備費補助金、経済危機対策交付金等の減によりまして、対前 年比3億648万6,000円、17.1%の減額となりました。

県支出金は、緊急雇用創出事業費補助金、東日本大震災復興推進事業交付金等の増によりまして、対前年比2,804万4,000円、3.1%の増であります。

財産収入は、旧東小学校の売却による増額であります。繰入金は、震災復興予算といたしま して財政調整基金より3億6,000万円を取り崩しましたので増額となっております。

市債は、合併特例債、臨時財政対策債及び災害復旧事業等の増によりまして、対前年比5億416万8,000円、28.7%の増額であります。

次に、歳出であります。2款総務費は、財政調整基金、東日本大震災復興推進基金等、積立金の増額によりまして、対前年比3億6,653万5,000円、24.4%の増となりました。なお、地域ICT利活用モデル構築整備事業によるきずなプロジェクト及び定住促進奨励金事業等については、引き続き実施をいたしました。

3款民生費は、社会福祉施設あすなろ作業所整備費や災害救助費等が増額となっております。 また、子育て支援、子ども医療費助成、高齢者及び障害者福祉支援対策も引き続き充実に努め てまいりました。民生費は予算全体の23.5%を占めまして、総額で33億3,111万3, 000円であります。

4款衛生費は、水道事業会計繰出金や塵芥収集処理費、し尿処理費、病院費などの広域行政事務組合への負担金、浄化槽設置整備費及び健康診査事業費などでございますが、特に塵芥収集処理費負担金が減額となりまして、対前年比9,875万円、6.5%の減であります。

5 款労働費は、震災復興のための雇用対策事業といたしまして、緊急雇用創出事業の増額であります。

6款農林水産業費は、自然休養村施設整備費や林道整備事業費等は減額でありますが、新た に東日本大震災農業生産対策事業といたしまして、JA選果場整備事業が加わりました。

7款商工費は、震災によりまして市内の各観光施設が甚大な被害を受け、休止をした施設等があるために施設運営費が減額となっております。また、いかんべ祭などイベント等の中止もございました。景気対策といたしましては、中小企業への資金貸付事業に引き続き取り組みました。

8款土木費でございますが、道整備交付金を活用した4路線、野上神長線、富士見台工業団

地線、鴻野山小倉線、田野倉小倉線。合併特例債を活用した4路線、大桶小志鳥境線、月次南大和久線、三ツ木松ノ木線、野上下境線、これらの合わせて8路線の道路整備に取り組みました。なお、道整備交付金事業は平成23年度で終了でございますが、そのほか、辺地道路整備事業1路線、田野倉曲畑線に引き続き取り組んでまいりました。対前年比では3億5,091万8,000円、23.8%の減であります。

9 款消防費は、消防庁舎建設に伴う広域行政事務組合への負担金や災害等の非常時に備え、 消防施設、消防水利施設等の整備、備蓄用食料品や放射線量測定機器等の購入、さらには災害 復旧支援金、被災宅地復旧工事助成金など市民の安心、安全対策に取り組みました。対前年比 4億8,626万1,000円、83.1%の大幅な増であります。

10款教育費は、合併特例債事業を活用した烏山小学校及び烏山中学校校舎改修事業、B&Gプール改修事業、震災復旧のための学校給食センター新築事業のほか、緊急防災減災事業債を活用した烏山小学校及び烏山中学校空調施設整備事業、七合小学校体育館整備事業など教育関係施設等の充実に努めてまいりました。対前年比では3億1,194万1,000円、14.3%の増額であります。

11款災害復旧費は、東日本大震災及び台風15号豪雨災害に伴う災害復旧事業費で、総額6億1,339万4,000円と大幅な増額となりました。

12款公債費は、市債元利償還金が13億2,452万円、対前年比2,913万4,000円、2.2%の減であります。なお、3月31日現在の市公有財産である土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金の残高状況につきましては、決算書に付属資料として添付をいたしました財産に関する調書のとおりでございます。

次に、認定第2号 平成23年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

国民健康保険の運営は年々厳しくなっておりますが、国民健康保険財政の健全な運営に意を用いながら、地域住民の医療の確保と健康増進に努めてまいりました。平成23年度の平均世帯数は5,237世帯、対前年比43世帯減。平均被保険者数は9,896人、対前年比202人減であります。

国民健康保険特別会計は、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございますので、まず、 事業勘定から御説明を申し上げます。歳入決算額は36億6,241万6,303円、歳出決算額は34億5,945万5,979円、歳入歳出差引残額2億337万324円であります。このうち1億7,000万円を国民健康保険財政調整基金に積み立てを行いました。

歳出の主なものは、保険給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金でありまして、歳入の主なものは国民健康保険税、国、県支出金、前期高齢者交付金及び繰入金等でございます。なお、

東日本大震災で被災をいたしました被保険者に対し、国の災害臨時特例補助金の交付を受け、 国民健康保険税の減免措置を講じますとともに、全壊、半壊世帯においては全額免除をいたし ております。

今後も厳しさを増す国民健康保険財政ではありますが、国民健康保険税の適正賦課及び収納率向上対策並びに医療費適正化の推進になお一層の努力をいたしまして、健全な運営を図ってまいる所存であります。

次に、診療施設勘定でございます。歳入決算額は1億2,557万713円、歳出決算額は6,728万4,569円、歳入歳出差引残額5,828万6,144円であります。診療収入は、昨年度に比べ4.1%の減収であり、受診者数は9.3%の増であります。診療所は地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大なるものがありますので、今後とも健全な運営に努めてまいる所存であります。

なお、本案は、那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ております。

認定第3号は、平成23年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定についてであります。 熊田診療所の運営は、地域医療の充実を第一に考え健全運営に努めてまいりました。平成 23年度の決算額は、歳入決算額が5,644万5,985円、歳出決算額が4,997万7, 810円、歳入歳出差引残額は646万8,175円であります。このうち300万円を熊田 診療所運営基金に積み立てました。

診療収入は、前年度比3.3%減であり、受診者数は1.9%減であります。診療所の地域住民への果たす役割は非常に大きいことから、今後とも経営努力を惜しまず、健全な運営できるよう努めてまいる所存であります。

認定第4号は、平成23年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。後期高齢者医療制度の施行から4年を経過し、制度の認知度も上がり、運営も安定してきたところであります。平成23年度の決算額は、歳入決算額が2億6,399万1,210円、歳出決算額が2億6,307万4,786円、歳入歳出差引残額は91万6,424円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であり、歳入の主なものは保険料及び一般会計繰入金であります。なお、東日本大震災で被災をされました被保険者に対しまして、広域連合が主体となり税の減免措置を講じますとともに、全壊、半壊世帯においては全額免除をいたしました。今後も制度の円滑な運営を図るために、広域連合との連携を図り、市民への周知や円滑な窓口対応に努めてまいりたいと思います。

認定第5号は、平成23年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

介護保険は第4期介護保険事業計画の最終年次といたしまして、介護及び支援サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。平成24年3月末現在の要介護及び要支援認定者は1,362名で、前年同期と比べまして1.6%の増でございます。そのうち、1,163名、85.4%がサービスを利用しておりまして、在宅サービスの利用者が77%、施設サービス利用者は23%という状況であります。

平成23年度の決算額は、歳入決算額が23億7,874万9,142円、歳出決算額が22億7,111万6,983円、歳入歳出差引残額は1億763万2,159円であります。このうち、6,000万円を介護財政調整基金に積み立てました。また、予算額に対する執行率は歳入が101.6%、歳出は97%であります。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国、県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち介護保険料の収入済額は3億1,788万7,177円、収入未済額は549万8,941円で、収納率は98.3%であります。

国庫支出金、県支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金、交付金として交付をされたものであります。支払基金交付金は第2号被保険者の納付保険料が、介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付されたものであります。繰入金は市負担分及び職員給付費等を一般会計から繰り入れたものであります。

歳出の主なものは、総務費が職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成委託料、認定審査会運営に伴う諸費用であります。保険給付費は、介護サービス等諸費、低所得者の方を対象といたしました特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、介護予防サービス費等であります。

地域支援事業費は、介護予防事業費及び包括的支援事業・任意事業費として支出をいたして おります。諸支出金は、前年度実績による国、県等負担金返還金及び第1号被保険者の死亡及 び転出に伴う介護保険料の還付金であります。また、東日本大震災により被災をいたしました 介護保険の被保険者に対し、保険料及び利用者負担額等の負担軽減を図るため減免措置を講じ ました。

高齢化が全国的に進行している中、本市においても急速な高齢化とともに、要介護認定者数や保険給付費の増加が見込まれております。高齢者が住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、引き続き地域包括支援センターを中心としたサービスの一体化を進めながら、介護予防事業の充実に努めるなど、高齢者や高齢者を取り巻く地域の事情などを反映させた利用しやすいサービス体制の実現に努めてまいる所存であります。

認定第6号 平成23年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてであります。農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善及び快適な水環境を保全するために、

興野地区において平成12年1月に供用を開始し、以来、施設の適正な維持管理及び水洗化率の向上に努めてまいりました。平成23年度末現在の水洗化率は82.43%であります。

決算額を申し上げます。歳入決算額が5,541万9,530円、歳出決算額が5,324万1,028円、歳入歳出差引残額は217万8,502円であります。歳入の主なものは、農業集落排水使用料、分担金、一般会計繰入金、市債等であります。歳出の主なものは建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等でございます。

次は、認定第7号 平成23年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を目的に、南那須地区では特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では公共下水道が平成15年3月に供用を開始をいたしました。

以来、計画的に整備を進めまして、平成23年3月末で2地区合わせまして全体計画336 ヘクタールのうち162.1ヘクタールの整備が終了いたしまして、整備率は48.2%でございます。

平成23年度は、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進等事業の推進に努めてまいりました。

認定第8号 平成23年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定についてであります。 建設改良は、老朽化した境取水場、取水ポンプの取替工事等を実施いたしました。また、国の 水道施設災害復旧事業の採択により、東日本大震災で漏水をいたしました上境地内の配水管布 設替工事を実施し、水道水の安定供給を図ってまいりました。

平成23年度の決算額を申し上げます。歳入決算額が1億2,045万1,389円、歳出決算額1億818万8,421円、歳入歳出差引残額は1,226万2,968円であります。

歳入の主なものは水道使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金、国庫補助金等であり、歳出は、職員人件費、簡易水道施設維持管理費、水道整備費、市債元利償還金費等であります。

認定第9号は、那須烏山市水道事業会計決算の認定についてであります。水道事業は、平成 19年度から平成21年度まで実施をした公的資金補償金免除繰上償還による低利率の民間資 金債への借換や高利率の企業債の償還が進み、全体的に支払い利息の軽減が図られました。 経営面では、給水人口の減少などにより給水収益が減少しましたが、これまで継続的に実施をしておりました水道料金の未納対策によりまして、現年度分の収納率は昨年度より0.1ポイントアップをいたしまして99.1%となりました。

建設改良では、滝地内の配水管布設替工事を実施し、さらに平成22年度に築造した愛宕台 配水池の平成24年6月供用開始に向けた周辺整備工事を行うとともに、愛宕台地内送配水管 布設工事及び愛宕台ポンプ場整備工事を実施いたしました。

その結果、3月末までの営業実績は、給水件数8,631件、給水人口2万3,936人、有収水量241万2,307㎡、1日最大配水量1万1,745㎡であります。

収益的収支は、消費税抜きで水道事業収益が5億3,409万8,828円、水道事業費用が4億9,480万9,858円であります。この結果、当年度純利益は3,928万8,970円の黒字となりました。

資本的収支は、収入額1億4,163万2,054円に対しまして、支出額3億9,670万9,299円であります。差引不足額2億5,507万7,245円でありまして、これを過年度分損益勘定留保資金及び消費税等資本的収支調整額で補塡をいたしております。

なお、東日本大震災により被災をいたしまして漏水をいたしました家庭の水道料金及び下水 道料金につきましては、減免措置を講じております。

以上、平成23年度那須烏山市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算について、一括 して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重審議の上、御承認を賜りますようお願いを 申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(中山五男) 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、会議時間の延長について申し上げます。本日の会議時間はあらかじめ延長すること といたしましたので御了解願います。

次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

岡代表監査委員。

## [代表監査委員 岡 敏夫 登壇]

**○代表監査委員(岡 敏夫)** 監査委員の岡でございます。よろしくお願いしたいと思いま

監査委員は、私と議会選出の渡辺監査委員でございます。

それでは、まず認定第1号から第8号までの決算認定につきまして、地方自治法の規定に基づきまして審査した結果を御報告いたします。

審査の期間あるいは審査の場所、審査の対象は、いずれもここに書いてあるとおりでございますが、審査の対象は一般会計と7つの特別会計でございます。決算書の内容は、下に書いて

あります歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支、財産に関する調書、基金の運用状況調書 となってございます。

大変恐縮でございますが、これから私の説明は、表をつくってございまして、それに対する 説明も加えてございますので、なるべく簡略した説明とさせていただきますことを御容赦願い たいと思います。

それでは、決算の概要でございます。一般会計を初めとした各会計の決算状況は、以下記載 してございますが、次ページの表がございますとおりでございます。

内容については、それぞれ3ページから会計ごとに御説明申し上げます。それぞれ表を作成 してそれの説明が記述してございますのでごらんいただきたいと思います。

まず、一般会計でございますが、財政収支の状況で歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度へ繰り越すべき財源、繰越事業等繰越明許費がございましたので、それらを差し引いて実質収支額は3億8,071万4,000円となってございます。そのうち、地方自治法に基づきまして基金に繰り入れた額は2億5,000万円でございます。

財政運営の状況でございますが、歳入について申し上げます。 4ページ、5ページの表のとおりでございますが、収入済額は調定額に対して 8 8 . 1 %の収納率となってございます。なお、市税の調定額に対する収納率は 7 0 %ということになっておりまして、前年度 6 7 . 5 %よりさらに 2 . 5 ポイント増加しているという状況にありますが、しかし、収入未済額は 1 9 億 8 , 0 6 5 万円ということで、前年度より 3 億 9 , 4 3 9 万 8 , 0 0 0 円増額しているという状況にございます。

内容については、以下収入未済額の内容はここに記述したとおりでございます。一層の収入 未済額の解消に努力をしていただきたいというふうに思います。

不納欠損も生じておりまして、それについては手続については法令に基づいて適正に処理されているというふうに思います。

4ページ、5ページはそれらについての一般会計の歳入でございます。

6ページは歳出についてでございます。歳出の状況は、以下記述したとおりでございますが、 特徴的なものは、震災復興のための災害復旧費の支出がふえている。さらに、翌年度への繰越 が大きくなっているところでございます。これは震災等の影響によるものかと思います。

その一般会計の歳出の状況については、この表のとおりでございます。

地方債の状況でございますが、平成23年度末の現在高が137億9,931万4,000円 ということになってございまして、前年度よりも11億837万5,000円増加していると ころでございます。今後、これらの償還が出てくるものでございまして、さらに財政運営に慎 重に対応する必要があるものと思われます。 次に8ページに移らせていただきます。特別会計のほうに入らせていただきます。まず、国民健康保険特別会計についてであります。事業勘定でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は、2億337万円でございます。そのうち国民健康保険財政調整基金繰入額は1億7,000万円としてございます。歳入については、以下記載のとおりでございますが、国民健康保険税の調定額に対する収納率は75.5%となっておりまして、前年度より1.9ポイント増加してございます。しかし、やはり収入未済額は国民健康保険税で2億7,624万6,000円というふうになってございますので、これらの解消についても十分に意を用いていただきたい。

不納欠損額も1,058万9,000円生じておりますので、手続については適正に処理されていると思いますが、今後とも厳正に対応していただきたいというふうに思います。事業勘定歳入は以下、表のとおりでございます。

歳出については以下、表のとおりでございますが、支出の状況を見ますと当然にして主なものは保険給付費が大層を占めているということでございます。その歳出の状況は表のとおりでございます。

11ページに移らせていただきます。診療施設勘定についてでございますが、歳入総額から 歳出総額を差し引いた実質収支は5,828万6,000円となってございます。歳入について は以下、表のとおりであります。なお、この中で繰入金が110万6,000円というふうに 減少しておりますが、これは前年度において七合診療所医師住宅の工事費等に対する一般会計 からの繰入金があったためでございます。

歳入の状況については、以下、表のとおりでございます。

12ページですが、歳出についてでございます。やはりこれも表のとおりでございますが、 この中で医業費が前年度と比較して56.1%減少しておりますが、執行率も62.6%となっ てございますが、これは年度途中に医薬品の取り扱いを院外処方に対応したためでございます。 なお、平成23年度末現在の地方債残高は570万6,000円ということでございます。

次に、13ページの熊田診療所特別会計でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は646万8,000円でございます。このうち、地方自治法に基づきまして熊田診療所運営基金繰入額は300万円でございます。歳入については、以下、表のとおりでございまして、診療収入が大部分でございます。

14ページは歳出については、以下、表のとおりでございますので、これはごらんいただければ結構かと思います。

15ページ、後期高齢者医療特別会計でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は91万6,000円となってございます。歳入については、以下のとおりであります

が、保険料の収入未済額がありますので、その解消には一層の努力をお願いするものでございます。

また、不納欠損処分は行われておりますが、適正に処理されていると認められます。

16ページ、歳出についてでございますが、表のとおりでございますが、特に主なものとして後期高齢者医療広域連合の納付金が大部分を占めているということでございます。

17ページ、介護保険特別会計でありますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は1億763万2,000円となってございます。そのうち介護保険財政調整基金繰入額は6,000万円となってございます。

歳入についてでございますが、記載のとおりでありますが、収入未済額がございまして、保 険料が549万9,000円ということでございますので、この収入未済額の解消には努力を お願いしたい。

不納欠損の処分も行っております。適正に処理されていると認められます。以下、表のとおりでございます。

18ページでございますが、歳出については以下、表のとおりでございますが、やはり歳出の中身は保険給付費が大部分でございます。

次に、20ページで農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は217万9,000円となってございます。歳入については、以下、表のとおりでありますが、収入未済額、農業集落排水事業使用料でございます。13万7,000円、この解消にも一層の努力をお願いしたい。

不納欠損8万5,000円、適正に手続をとられてございます。

21ページ、歳出については表のとおりでございます。なお、平成23年度末現在の地方債 残高は3億4,306万2,000円というふうになってございます。

22ページ、下水道事業特別会計でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は1,754万2,000円となってございます。歳入については表に示してあるとおりでございますが、分担金及び負担金の調定額に対する収納率が67.1%というふうになってございまして、前年度よりもさらに2.2ポイント減少している状況にございます。収入未済額の解消にこれも努力していただきたいというふうに思います。

歳出については、23ページに表が示されております。中身については記載のとおりでございまして、なお、平成23年度末現在の地方債残高は26億7,554万2,000円でございます。

24ページ、簡易水道事業特別会計でありますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は1,226万3,000円となってございます。歳入については表に示したとおりでござ

いますが、この中で国庫支出金が252万8,000円ございますが、これは前年度と比較して皆増になっておりますが、これについては震災による水道施設災害復旧事業の国庫補助金でございます。

また、収入未済額が159万4,000円ほどございます。収入未済額の解消にやはり努力をお願いしたい。不納欠損処分を行っておりますが、手続については法令に基づいて適正に行われております。

25ページの歳出については表のとおりでございます。なお、平成23年度末現在の地方債 残高は4億3,234万9,000円となってございます。

以上が特別会計までの状況でございます。

26ページは財産の管理状況で公有財産ということでございますが、公有財産の増減の主な ものは、ここに記載したとおりでございまして、閉園となった幼稚園、保育園並びに震災によ り廃止となった自然休養村及び観光施設等を行政財産から普通財産に移管したことと、普通財 産の旧東小学校売り払いによる減少等でございます。以下、表のとおりでございます。

27ページは、一般会計と特別会計の基金の運用の状況でございますが、4金融機関に分散 して定期預金等で運用してございます。リスクにも配慮して効率的な運用を図っているという ふうに認められるところでございます。以下、表のとおりでございます。

最後に、審査結果及び意見ということでございますが、一般会計を初めとした各特別会計の 歳入歳出決算等、あるいは実質収支に関する調書の計数は、審査した範囲の結果では執行の状 況、事務処理についてもおおむね適正かつ効果的に執行されているというふうに認められる。 基金についても、効率的に運用されているというふうに認めらます。

審査の意見でございますが、一般会計の歳入について、歳入総額は前年度と比較しまして増額となっております。特にその理由としては、地方交付税でございまして、震災復興特別交付税が措置されたことによるものでございます。増額となっておりますが、財源の構成比率を見ますと、自主財源がまさに3割自治と言われますが、30.1%というふうになってございます。大変に厳しい状況だなというふうに思います。

収入未済についてでございますが、市税については、毎年度どうしても意見として指摘せざるを得ないところでございまして、滞納者に対する差し押さえ処分など法的措置を講じており、収納率は微増でありますが増加しております。しかし、まだまだ収入未済額、不納欠損額は多額でございます。いろいろと難しい場面はあるんだろうと思いますが、これは滞納額の増加というのは財政運営にも大変影響するだろうし、納税者にとっても不公平感から市政への信頼を弱める。あるいは納税意識の低下というものがありますので、さらに努力をお願いをしたいというふうに思います。

歳出については、当該年度は東日本大震災あるいは台風による被害が甚大でございましたので、その災害復旧費が大変大きくなっております。その他の事業としても幾つか抱えてございますが、そういった災害復旧というものが大きく占めてございます。

特別会計は、各会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は4億865万6, 000円となってございます。各会計とも独立採算の原則に基づいた経営を求めるものでございます。

なお、下水道事業については、普及率の向上を図るとともに、課題となっている整備計画の 見直しについても検討をお願いされたいというふうに思います。

それぞれの会計において収入未済額が発生している会計については、引き続き解消に向け一層の努力をお願いしたい。

今後については、震災による影響等もあり、市税等の自主財源の確保については大変厳しい 状況もあるかと思いますが、災害復興に係る事業も引き続き進めなければならないので、大変 費用負担が増加するというふうに思います。なおかつ、地方債の残高が一般と特別会計合わせ ますと172億円余ございます。さらに、そこにこれからは合併特例債の償還も出てくるもの と思いますので、さらに厳しくなるのかなというふうに思います。

さらに、また言わせていただければ、広域行政組合のいろいろの課題がございます。ごみ処理施設あるいは消防庁舎あるいは病院の問題等、それは広域行政組合だけの問題ということよりは、市の直接にかかってくる問題でもございますので、そういったことを勘案すると、さらに財政運営は厳しい。

しかも、少子高齢化という中にあって財政状況が厳しくなるということになりますと、今後、 やはり職員1人1人が危機管理意識といいますか、今、危機管理といいますと危機管理室がい ろいろ対応していただいておりますが、どうしても防災対策のほうに危機管理ということにな ると、そういうあれが強いですけども、それぞれのどこの分野においても危機管理意識という ものはやはり持っていかないと、これから対応するのは非常に厳しいかなというふうに思いま すので、職員の意識においても危機管理意識というものを十分に持っていただいて、今後の行 財政運営にあたっていただいて、市民生活の福祉の向上にあたっていただきたいというふうに 思います。

以上で、一般会計と特別会計の審査結果報告とさせていただきます。

続きまして、認定第9号の平成23年度水道事業の決算の審査、地方公営企業法に基づきま して審査に付された水道事業の決算について、結果を報告いたします。

審査の期日、対象、審査の方法は記載のとおりでございます。

事業の概要、業務の概況ということで書いてございますが、2ページに業務の概要が記載し

てございます。平成23年度においては、滝地内において配水管の布設替工事を実施した。あるいは愛宕台の配水池の整備事業を実施してきた。愛宕台の配水整備工事、愛宕台の配水管布設工事、愛宕台ポンプ場整備工事を実施し、竣工となったところではありますが、愛宕台ポンプ場にかかる送水ポンプの設置工事と電気設備工事は、震災の影響によりまして材料入荷がおくれたために、年度内に完成せず翌年度繰越事業となってございます。平成24年の6月に供用開始というふうになってございます。

有収率が極めて厳しいということで、どこに原因があるかということでいろいろやられておりまして、烏山地区で漏水調査を実施し修繕工事を行ってきた。さらに、3月11日に発生した震災によりまして、水道施設等にも被害があり補正予算を組みながら復旧を行ってまいったということでございます。

2ページにその事業の概要ということで表が載ってございます。給水人口等はここにあるとおりでございますが、総人口の普及率は81.7%でございますが、簡易水道事業の区域内人口普及率は97.0%となっておりまして、ほとんどの市民の方が公営水道の供給を受ける状況にございます。

年間の総配水量は前年度より増加してございますが、有収水量は低下しているという状況にございます。有収率を見ると62.2%でございまして、前年度よりさらに2.6ポイント減少しているということでございます。これをちょっとやってみますと、1日当たり4トンの水がどこかに行ってしまったということになってございます。大変な問題かと思いますので、やはり早急な対策が必要かと思います。県内の平均を見ても、平成22年度で県内の有収率の平均値が83.4%ということでございますので、62.2%というのは極めて厳しいかなというふうに思います。ぜひ、その辺の改善に向けてよろしくお願いをしたい。

3ページで予算の執行状況でございます。収益的収入は表のとおりでございます。前年度と 決算額を比較すると減額となっておりますが、その要因は給水人口減により水道使用料が減少 して収益が減額となったものでございます。

収益的支出は表のとおりでございますが、前年度と決算額を比較すると減額してございます。 これは平成19年度から平成21年度に実施した繰り上げ償還により、借りかえ後においても 高い利率で借り入れた事業債の償還が進み、金利が特に低率で借り入れたため全体的に企業債 の支払いが減額になったことによるものと、減価償却の減額というものでございます。

4ページでございます。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入は表のとおりでございます。決算額、1億4,163万2,000円でありまして、予算額2億755万8,000円に対して、その収入率は68.2%、6,592万6,000円の減額となっております。これは当初予定されていた事業が翌年度へ繰越事業となり、企業債借入金が収入とならな

かったためでございます。その付表は以下のとおりでございます。

資本的支出、表のとおりでございますが、やはりここでも資本的支出のほうの執行率が84. 2%というふうになってございますが、これは資本的収入でも述べたとおりでございまして、 翌年度繰越事業となったものの建設改良費が支出されなかったことが要因でございます。

5ページでございます。資本的収支の状況でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億5,507万7,000円は過年度分損益勘定留保資金、消費税等資本的収支調整額で補塡しているところでございます。補塡後の内部留保資金残額は10億3,876万6,000円となってございます。

6ページでございます。経営状況についてでございます。水道事業全体で差し引き3,928万9,000円の純利益が生じてございます。その要因は、営業費用における減価償却の減額と企業債の支払い利息が減額したことによる営業外費用が減額したことによるものであります。

収益内容は表のとおりでございますが、営業収益の給水収益は総収入の96.1%を占めてございます。前年度と比較すると2,017万9,000円の減額となっておりますが、これは給水区域内の人口減少によるものと、震災により被災した家庭のあるいは事業所が事業を中止したことが要因というふうに見られます。

7ページでございます。費用内容でございますが、表のとおりでございます。営業費用、営業外費用、特別損失ということでなっておりますが、特別損失の45万円は不納欠損処分による費用であり、事務処理は適正に行われているというところでございます。

8ページでございます。経営比率でございますが、この経営比率は総務省の指標に基づきまして分析したものでございます。これが経営の状況を示すものとしてこういった分析を行ったものでございます。

総収支比率は、収支と費用の総合的な関連を示すものでございまして、この比率が高いほど 経営状態がいいことをあらわしているということでございます。比率は107.9%でござい ます。類似団体の平均が109.8%ということでございますので、若干下がっている。

経常収支比率は、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているのかを示すものでございます。この比率が高いほど経常利益率がいいことをあらわしております。これが100%未満であることは経常損失が生じていることを意味するということでございます。当年度の比率は108.0%でございまして、類似団体の平均は111.1%でございます。営業収支比率、営業費用が営業収益によってどの程度賄われているかを示すものであり、この比率が高いほど営業利益率がいいことをあらわしてございます。これが100%未満であることは営業損失が生じていることを意味するものでございます。当年度の比率は129.2%でございまして、

類似団体の平均は123%となってございます。

9ページの財政状況でございます。資産でございます。固定資産は記載のとおりでございます。主な内容は、土地、建物、構築物などでございます。これらは減価償却で1億6,107万7,000円ほど減額となってございます。増加した主なものは土地が愛宕台送水ポンプ場発電機施設の土地購入、また、建設仮勘定が前年度より増額してございますが、これは平成24年度供用開始となる愛宕台配水池築造にかかる費用7,417万円が増加し、滝地内配水管布設にかかる費用の28万円が減少したことによるものでございます。

流動資産でございますが、ここにあるように現金、預金、未収金というふうになってございますが、営業未収金の内容は12ページに年度別にその状況が記載してございます。過年度分、 平成14年度から平成22年度、それから平成23年度の未収金というふうになってございます。

それから、負債及び資本でございますが、負債、資本については10ページ、11ページの表のとおりでございます。借入資本金については41億4,873万8,000円で、前年度比2億4,264万2,000円減額しているところでございます。当年度の企業債償還高は3億884万2,000円となってございます。

次に13ページでございます。財務比率でございます。総務省の指標に基づいてこれも経営の安全性と流動性を見るための比率でございます。自己資本構成比率は総資本に占める自己資本の割合を示すものでございます。自己資本の占める割合が大きいほど経営に安定性があるということであります。

水道事業は施設の建設費の大部分を企業債によって調達しておりますので、自己資本構成比率は低くなる傾向にございます。当年度は45.8%ということでございまして、全国の類似団体平均は62.7%でございます。固定資産対長期資本比率は、企業の健全性を示すもので、この比率は100%以下が望ましいとされておりますが、当年度は85.9%でございます。類似団体は89.2%となってございます。

固定比率は、自己資本と固定資産との比率を示すもので、100%以下が望ましいとされておりますが、水道事業の場合はいろいろと固定資産を多く必要とする事業と同じように、施設等の建設には借入金等に依存せざるを得ないところでございまして、そういったことが自己資本以上に固定資産を有していても、必ずしも財政的に不安定な状態を示すものではないというふうにされております。当年度の固定比率は187.4%で、前年度に比べて11.0ポイント減少しております。全国の類似団体は140.3%というふうになってございます。

流動比率は企業の資金繰りとその支払い能力を示すものでございます。 1 年以内に現金化できる資産と支払わなければならない負債とを比較するもので、短期債務に付帯する支払い能力

を示してございます。この比率は高いほど望ましいとされておりますが、当年度は1万3,839.6%というふうになってございます。全国の類似団体平均は885.1%というふうになってございます。

以上でございますが、最後に審査結果の意見として申し上げたいと思います。決算審査の結果、その審査の範囲内においては正確かつ適正であると認められるところでございます。事業 実績についてみますと給水状況は前年度よりも給水人口、給水件数とも減少となっております。 また、有収率を見ると62.2%ということでさらに減少となってございます。この数年有収 率の悪化の対策として漏水調査を実施されておりますが、いまだ解消に至っていないのが現状 でございます。新設の愛宕台配水池の稼働で改善が期待できるというふうに見ておりますが、 今後とも有収率の向上には努めていただきたいというふうに思います。

経営状況について見ますと、総収支比率、経常収支比率は類似団体の平均を下回る数字となっておりますが、営業収支比率は平均より高く100%を上回っており、おおむね健全な経営状況にあるかと思います。さらなる経営の合理化に努めていただきたい。

財政状況について見てみますと、財務比率の各指標とも前年度より改善傾向にあるものの、 類似団体平均を大きく下回るものもあるため、今後の推移を注視していく必要があるものと考 えております。今後は収益の面では人口減によるさらなる給水収益の減少が考えられます。費 用の面では水道施設等の修繕や建設改良事業もやっていく必要があるだろうと思いますので、 それらの費用の増加が予測されるところでございますので、計画的に修繕なり建設改良を進め ていただきたいというふうに思います。

また、水道法の一部改正がございまして、布設工事監督者及び水道技術管理者の配置基準及び資格基準について地方公共団体が条例で定めることとなり、それらに伴う対応が必要となってまいります。そういったことで、職員の体制について将来を見越した技術職員の育成と計画的な職員の配置に努めていただきたいというふうに思います。

そして、市民の安全な水に対する意識は高まってございますので、この事業が健全に推進されることを、あるいは良質で安全性の高い水の供給に努めていただくようお願いしたいと思います。

以上で全ての審査の結果の報告を終了といたしたいと思います。ありがとうございました。

〇議長(中山五男) 以上で、市長の提案理由の説明並びに代表監査委員の決算審査結果の報告が終わりました。監査委員の皆様にはまことに御苦労さまでした。

お諮りいたします。決算認定に関する質疑につきましては、去る8月28日の議会運営委員 会で決定したとおり、9月7日に行うことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、平成23年度決算認定の質疑につきましは、9月7日に行うことといたします。

◎日程第29 付託第1号 請願書等の付託について

○議長(中山五男) 日程第29 付託第1号 請願書等の付託についてを議題とします。 この定例会において受理した陳情書は付託第1号のとおりであります。この陳情書について は、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(中山五男) 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

10時から開きます。本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

○議長(中山五男) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の会議は、明日午前

[午後 5時17分散会]